

浦安市

公共サインガイドライン

2019年5月

浦 安 市

浦安市公共サインガイドライン

目 次



序章

1. ガイドライン策定の趣旨	1
2. 公共サインとは	2
3. 市における公共サインの現状と課題	3
4. ガイドラインの位置づけ	4

1

基本方針

1-1. 基本方針	5
1-2. ガイドラインの適用範囲	6

2

整備の原則

2-1. 案内誘導の仕組み（サインシステム）	7
2-2. 表示形式	
2-2-(1) 言語	11
2-2-(2) 文字（書体）	13
2-2-(3) 記号（ピクトグラム）、矢印	14
2-2-(4) 文字の大きさ、記号との組み合わせ	17
2-2-(5) 色彩	19
2-2-(6) 地図	21
2-2-(7) その他の表示	28
2-3. 本体構造	29
2-4. 設置の基準	38
2-5. 応用展開	41

3

運用

3-1. 基本方針	45
3-2. 公共サインの整備	46
3-3. 公共サインの維持管理	47
3-4. 公共サイン台帳	49

資 料

施設名称一覧	資料-1
凡例訳語一覧	資料-14
サイン盤面の標準レイアウト	資料-16
標準本体構造図	資料-25

1. ガイドライン策定の趣旨

これまでの本市の公共サインについては、鉄道駅周辺の開発や公共施設の整備などに合わせて、バス停留所や施設までの案内板や誘導板等のサインを積極的に整備してきました。しかし、現状ではデザインや情報表現が統一されておらず、移動の起点から目的地まで連続的に情報が配置されていません。また、表示面の劣化や破損により情報が読み取れないもの、老朽化しているもの、掲載情報が更新されていないものも多く、継続的な維持管理がされていない状況となっています。

公共サインに関する国の動きとしては、平成 12 年 11 月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行、平成 18 年 12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。これを受けて、平成 19 年 7 月に「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編）」等が策定されています。

本市は、国内外からの来訪者が多く、今後開催される「東京 2020 オリンピック・パラリンピック」などの国際大会により更なる来訪者の増加が見込まれるため、公共サインの果たす役割はますます重要となってきます。

そのため、景観や安全に配慮するとともに誰もがわかりやすい公共サインにしていくための指針として「浦安市公共サインガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインで、本市の公共サインにおける計画、設計、設置、維持管理などの基準を定めることにより、市内公共サインの統一を図っていきます。

2. 公共サインとは

公共サインとは、浦安市の来訪者及び市民などの不特定多数の方を対象とした標識、地図、案内誘導板等の総称で、公的機関が屋外の公共空間に設置するものです。

■ 浦安市内に設置された公共サインの例

主に歩行者に向けたサイン

案内サイン

地図を表示し、周辺の地理や施設等の位置関係を示すもの



住居表示街区案内



駅前の案内サイン



街角の案内サイン



歴史散策サイン

誘導サイン

名称と矢印を表示し、目的地の方向を指示するもの



誘導サイン



矢羽型誘導サイン



単一施設への誘導



歴史散策サイン

記名サイン

施設や道路の名称等を表示し、現在地を示すもの



市役所



総合福祉センター



健康センター



通り名表示

説明サイン

地域資源の解説や施設の利用方法の説明などを行うもの



史跡等の解説



施設利用の説明



避難場所の説明

規制サイン

行為の禁止や利用の注意など、行動を規制する情報を示すもの



自転車放置禁止



自転車乗入禁止



自転車通行区分



マナー啓発等

ドライバーに向けたサイン

道路標識

(道路法又は道路交通法の規定に基づくもの)

道路管理者、公安委員会が「道路標識設置基準」に基づき、道路に設置する案内標識や規制標識



案内標識



警戒標識



指示標識



規制標識

3. 市における公共サインの現状と課題

本市における公共サイン（以下「サイン」という。）の現状と課題には、次のようなものがあげられます。

① ^{きょうたい}筐体デザインの不統一

- ・サインの形態、色彩、材質などが統一されておらず、利用者にとってわかりづらいものとなっています。



② 情報表現の不統一

- ・掲載されている施設の種類や名称などが地図ごとに異なっており、情報の表示方法が統一されていません。
- ・多言語表記や視認性など、ユニバーサルデザインに配慮されていないものが見受けられます。



③ 情報の不連続

- ・分岐点である交差点など必要な場所にサインが不足しており、移動の起点から目的地まで連続的に情報が配置されていません。



④ 情報の混乱や煩雑化

- ・情報ニーズに応えるため、一ヶ所に複数のサインが設置されており、情報の混乱や煩雑化の要因となっています。



⑤ 維持管理の不足

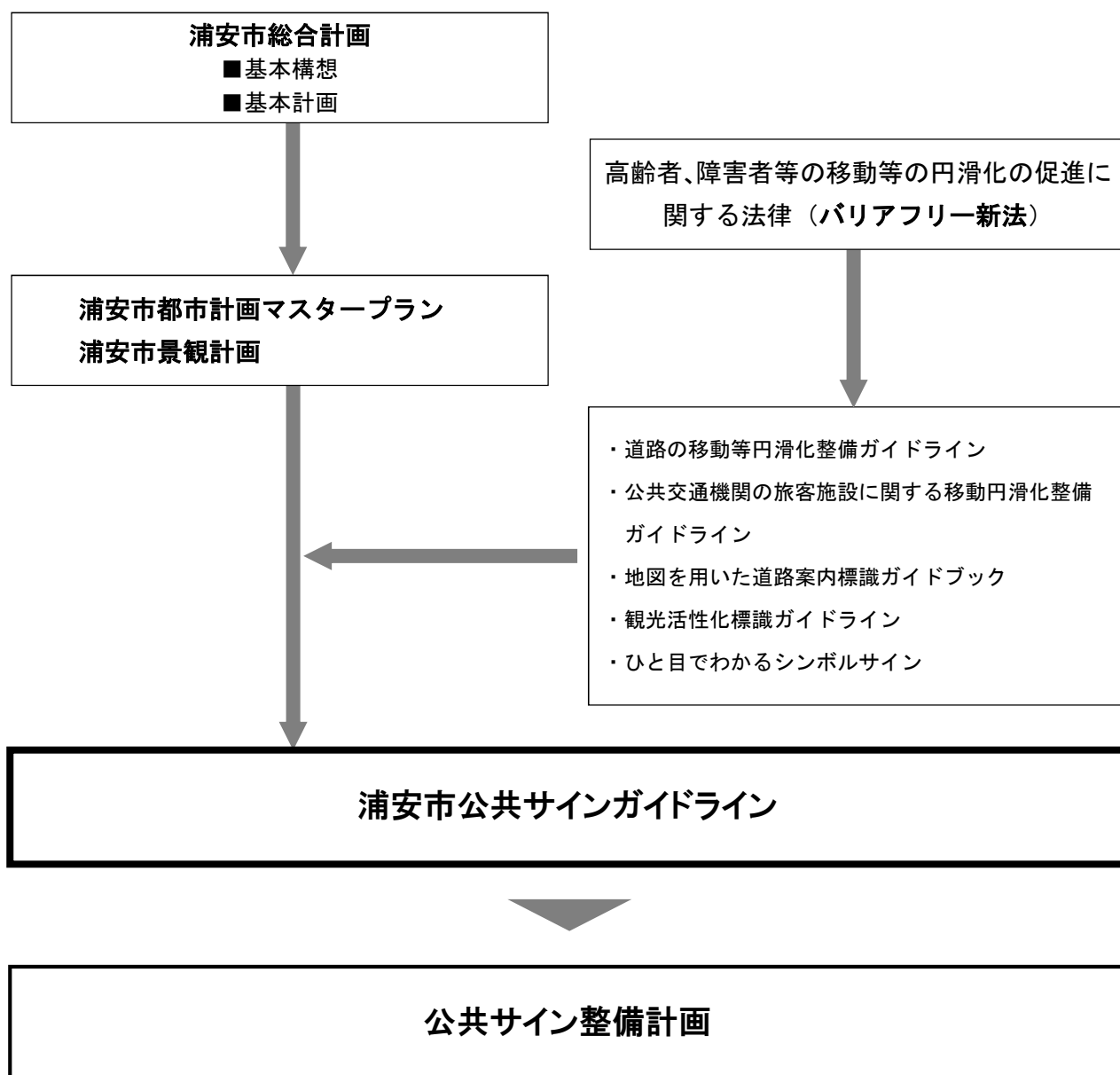
- ・老朽化や、表示面の汚損、掲載情報の未更新など、適切な維持管理がされていないものが見受けられます。



4. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインについては、浦安市総合計画、浦安市都市計画マスタープラン等及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や道路の移動円滑化ガイドライン等の基準を参照しながら、サイン整備の原則を示すものです。

サインの具体的な整備にあたっては、本市の拠点などの対象地区を設定し、地区ごとに整備計画を策定して整備します。



1 基本方針

1-1. 基本方針

本市の現状と課題を踏まえ、サイン整備の基本理念を設定します。また、基本理念に基づく基本方針、及び本ガイドラインの規定事項を示します。

国、県、鉄道事業者及びバス事業者などの各種団体がサインを設置する場合は、本ガイドラインを準拠するよう周知を図っていきます。

基本理念

- 利用者が快適で円滑に移動できるサインとします。
- 景観や安全に配慮したサインとします。
- 管理者にとって維持管理しやすい体制を構築し、サインの機能を維持します。

基本方針

【情報の体系化と適切なサイン配置】

- ・本市の都市構造に合致した案内誘導の体系を構築します。
- ・サインを種別化して、それぞれが表示する情報を設定します。
- ・目的地に誰もが円滑に到達できるよう、連続的にサインを配置します。



- 2. 整備の原則
 - 2-1. 案内誘導の仕組み

【筐体デザイン・表示内容の統一】

- ・使用する言語、地図の表現、施設名称等の情報を整理し統一します。
- ・景観やユニバーサルデザインに配慮した、シンプルで統一的な筐体デザインとします。
- ・サインの種別ごとに、設置の基準を明確にします。



- 2. 整備の原則
 - 2-2. 表示形式
 - 2-3. 本体構造
 - 2-4. 設置の基準
 - 2-5. 応用展開

【適切な管理】

- ・関係部署の役割分担による組織的な管理体制を構築します。
- ・サイン台帳の一元化により、効果的かつ継続的な管理をします。



- 3. 運用

1-2. ガイドラインの適用範囲

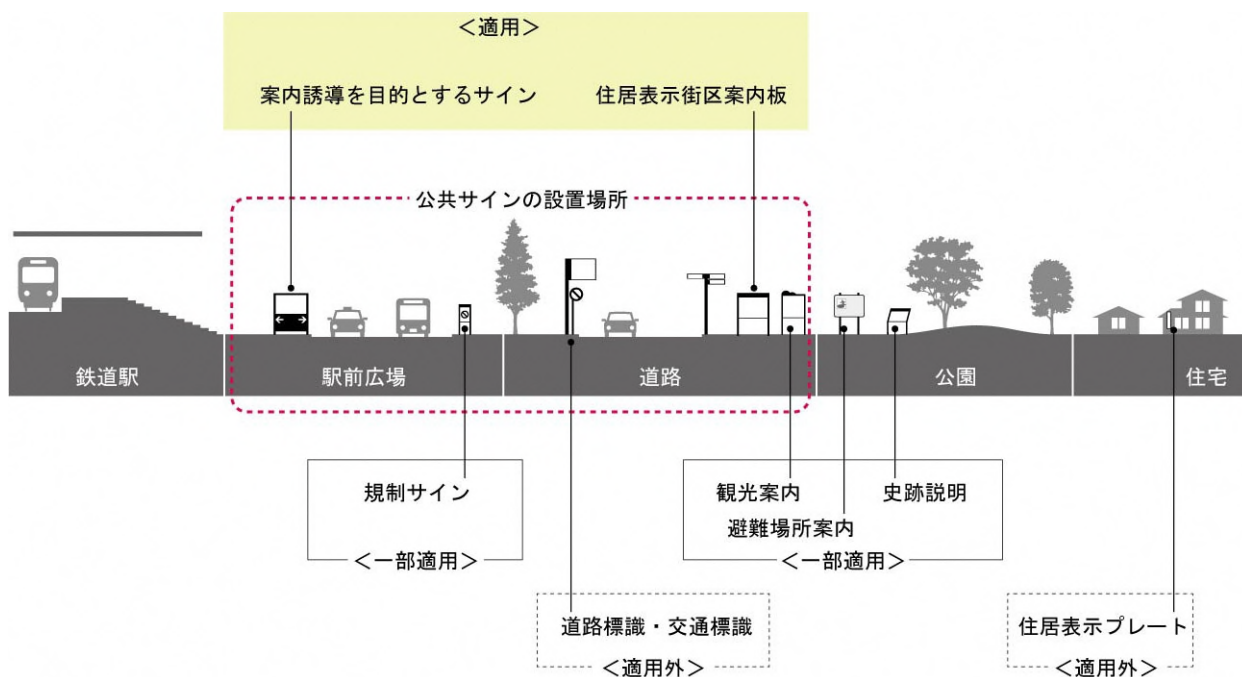
サインの新設、更新及び増設等を行う場合に適用します。ガイドラインの適用は、次の3つの区分とします。

■ ガイドラインの適用区分と適用方法

適用区分	サインの例	適用方法
適用	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者を対象として、周辺街区の案内や公共施設等への誘導を目的とするサイン 	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインの規定を適用する
一部適用*	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所の案内など、法令等の規定により整備するサイン 観光案内、散策路、史跡説明、施設利用案内、通り名表示など、独自のサインシステムが確立し、一つのまとまりとして整備されたサイン 	<ul style="list-style-type: none"> 法令等や独自のシステムで規定される事項を除き、本ガイドラインを適用する すでに整備されたサインは、更新等の機会を捉え、本ガイドラインの規定を適用する
適用外	<ul style="list-style-type: none"> 自転車駐輪禁止やポイ捨て禁止など、禁止行為を防止及び警告する規制サイン 道路標識、住居表示プレートなど、法令等に基づき設置するサイン 	<ul style="list-style-type: none"> 同種類のサインの仕様は統一する 可能な範囲で本ガイドラインの規定を参照する

※：事前にガイドライン管理者と協議し、本ガイドラインの適用方法を明確にします。ガイドライン管理者との協議は、本ガイドラインの「2-5-(1) 応用展開の条件」に定める事項を準用します。

■ ガイドラインの適用区分と設置場所



2 整備の原則

2-1. 案内誘導の仕組み（サインシステム）

利用者に対し、地理や方向、施設位置などの情報を、サインの連携によって提供する体系をサインシステムと言います。

なお本ガイドラインにおいて「案内」とは地図等への記載を、「誘導」とは矢印等の情報の連続により利用者を目的地まで導くことを、それぞれ指します。

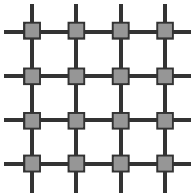
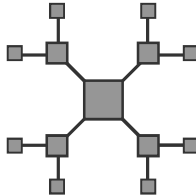
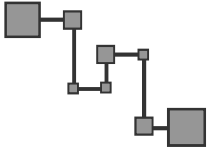
[基本事項]

- 目的地までの連続的なサインを体系的に配置します。
- サインを種別化し、機能を明確にします。
- サインの種別ごとに表示する情報を設定します。

2-1-(1) サイン配置の体系

常に移動している利用者に対して連続的に情報を提供するためには、地域の道路整備や配置状況に応じて、体系的に配置する必要があります。歩行者を対象とした情報配置の基本型は、次の3つに整理することができます。

■ 案内誘導に関わる情報配置の基本型

投網型	階層型	線条型
		
あらゆる移動経路に対応するよう、対象地域内に同等の情報をくまなく配置する	移動の起点、目的地、移動経路を設定し、目的地に向かって段階的に情報量を減らしながら配置する	起点・経路・経由地・終点を特定し、線的な情報を主体として連続的に配置する

注) 上図のうち ■ はサインを、— は移動経路を、それぞれ表す。

参照：財団法人 まちづくりパブリックデザインセンター「歩行者のためのコミュニティーサイン」（平成5年）より作成

浦安市での地域ごとのサイン整備計画は、情報配置の基本型を地域性に合わせて選択して整備します。

■ 浦安市全体の情報配置（イメージ）

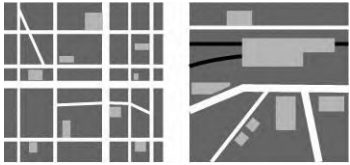




注) 具体的な計画は、地域ごとの整備計画で検討します。

2-1-(2) 情報の要素

案内誘導のために必要な情報は、次の3つがあります。

■ 案内誘導のために必要な情報の要素

情報要素	特徴	表示の例
案内情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在地と周辺街区等の俯瞰的な情報 ・ 地図による面的な表現で、複雑かつ情報量が多い 	
誘導情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地への進行方向の情報 ・ 矢印、施設名称を用いた線的な表現で、情報量は目的地の多寡による 	
記名情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在地を示す施設名称等の情報 ・ 現在地を示す点的な表現で、情報量は少ない 	

2-1-(3) サインの種別

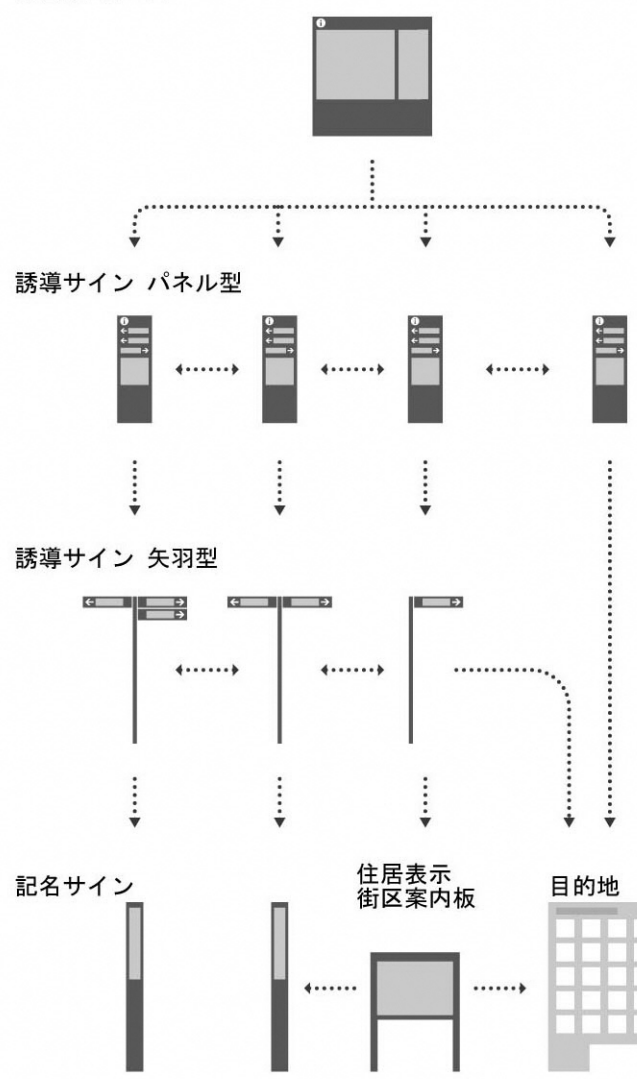
案内誘導のために必要な3つの情報要素を組み合わせ、サインを種別化します。

本ガイドラインでは、「総合案内サイン」、「住居表示街区案内板」、「誘導サイン パネル型」と「矢羽型」、「記名サイン」の5つに種別化します。

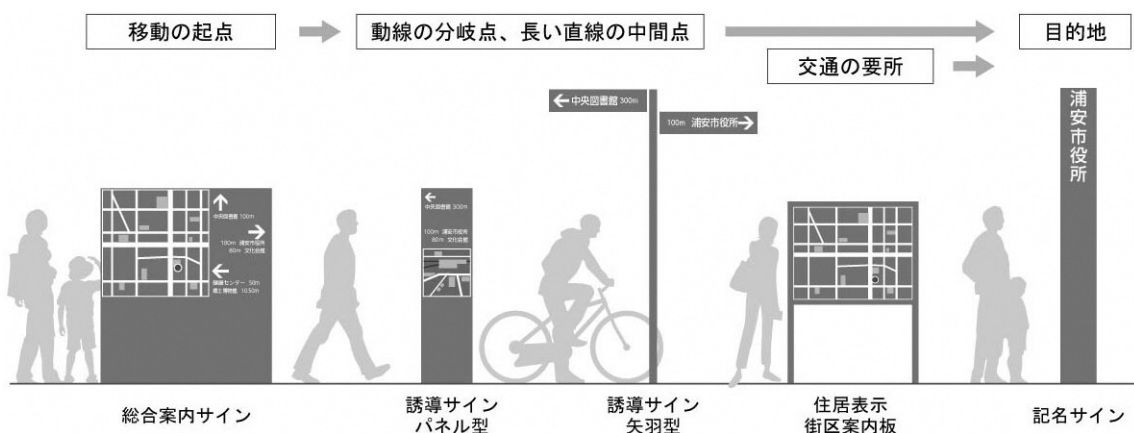
■ 情報要素とサイン種別

情報要素	サイン種別	機能
案内情報	総合案内サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在地の把握 ・ 地区全体の施設等の位置関係の把握 ・ 目的地への移動経路、進行方向の把握
		住居表示街区案内板
誘導情報	誘導サイン パネル型	
	誘導サイン 矢羽型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的地への進行方向、距離の把握
記名情報	記名サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設、地点等の確認

■ サインの種類による情報の連携

情報の連携	設置場所
<p>総合案内サイン</p>  <p>誘導サイン パネル型</p> <p>誘導サイン 矢羽型</p> <p>記名サイン</p> <p>住居表示 街区案内板</p> <p>目的地</p>	<p>●総合案内サイン：移動の起点</p> <p>●誘導サイン パネル型</p> <p>●誘導サイン 矢羽型 利用動線の分岐点 距離の長い直線の間接点</p> <p>※誘導サインは、設置場所の環境や情報のニーズに合わせて2つのタイプを適宜選択します。</p> <p>●住居表示街区案内板 歩行者の通行する交通の要所</p> <p>●記名サイン：目的地の直近 ※既存の名称表示等により目的地が確認できる場合は省略します。</p>

■ 情報連携のイメージ



2-2. 表示形式

サインの重要な表示要素である盤面に掲載する言語、文字、ピクトグラム、色彩、地図などの表示形式を規定します。

2-2-(1) 言語

基本事項

- 日本語と英語の併記を基本とします。
- 地図に表示する記号の凡例は、日本語・英語・中国語（簡体字）・ハングルの4言語の表記を基本とします。
- 利用者ニーズを考慮し、他の言語を必要とする場合にはその他の言語も表記します。

・基本言語以外の外国語を併記する場合は、情報量が増加することにより表示が小さくなることや、必要な情報を見つけ出すことが難しくなることがあるため、注意が必要となります。

■ サインに使用する言語

サイン種別	情報	表示要素	使用言語
総合案内サイン	誘導表示	施設名称・距離	日本語・英語
		浦安市全図	日本語・英語
	地図	周辺図	日本語・英語
		凡例	日本語・英語・中国語（簡体字）・ハングル
	その他	表題	日本語・英語
現在地		日本語・英語	
誘導サイン パネル型	誘導表示	施設名称・距離	日本語・英語
	地図	周辺図	日本語・英語
		凡例	日本語・英語・中国語（簡体字）・ハングル
	その他	現在地	日本語・英語
誘導サイン 矢羽型	誘導表示	施設名称・距離	日本語・英語
記名サイン	名称	施設名称	日本語・英語
住居表示街区表示板	地図	街区案内図	日本語・英語
		凡例	日本語・英語・中国語（簡体字）・ハングル
	その他	表題	日本語・英語
		現在地	日本語・英語

■ 日本語表記の基準

表記の基準	表記の例
原則として国文法、現代かなづかいによる表記とします。ただし固有名詞についてはこの限りではありません。	浦安市役所 文化会館 郷土博物館 うらやす市民大学
数字は原則として算用数字を用います。ただし固有名詞として用いる場合はこの限りではありません。また○丁目のように地名として用いる場合は漢数字を用います。	平成 26 年度 消防団第 2 分団 猫実一丁目
施設名称は、管理者の了承のもと統一した名称を用います。なお通常の名称の他に通称などがある場合は、利用者に認知されやすい名称を併記します。	老人福祉センター／Uセンター 猫実地域包括支援センター／ともづな猫実 やなぎ通り
アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、アルファベットを用います。	JR NTT 市民プラザ Wave101

■ 英語（ローマ字）表記の基準

表記の基準	日本語表記・英語表記の例
日本語のローマ字表記はヘボン式を用います。	当代島：Todajima 富士見：Fujimi 東野：Higashino 千鳥：Chidori
固有名詞はローマ字で、普通名詞部分は英語に直して表記します。	浦安市役所：Urayasu City Hall 中央図書館：Chuo Library
固有名詞のみによる英語表記には、ローマ字つづりの後に意味が伝わる英語を補足します。	今川橋：Imagawabashi Bridge 旧江戸川：Kyu-Edogawa River
町名は切り離さずにひと続きに表記する。丁目はアラビア数字の表記のみとします。	鉄鋼通り：Tekkadori 美浜二丁目：Mihama 2
慣用化されている略記がある場合は、これを用いることができます。	Station → Sta. Expressway → Expwy. Elementary School → Elem. School
一般的な施設の名称は、ピクトグラムの名称等を参考に、統一した英語表記を使用します。	お手洗い：Toilets

■ ヘボン式ローマ字のつづり方

あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko
さ	sa	し	shi	す	su	せ	se	そ	so
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho
ま	ma	み	mi	む	mu	め	me	も	mo
や	ya			ゆ	yu			よ	yo
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro
わ	wa	ん	n						
が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo
ぱ	pa	ぴ	pi	ぷ	pu	ぺ	pe	ぽ	po

きゃ	kya	きゅ	kyu	きょ	kyo
しゃ	sha	しゅ	shu	しょ	sho
ちゃ	cha	ちゅ	chu	ちょ	cho
にゃ	nya	にゅ	nyu	にょ	nyo
ひゃ	hya	ひゅ	hyu	ひょ	hyo
みゃ	mya	みゅ	myu	みょ	myo
りゃ	rya	りゅ	ryu	りょ	ryo
ぎゃ	gya	ぎゅ	gyu	ぎょ	gyo
じゃ	ja	じゅ	ju	じょ	jo
びゃ	bya	びゅ	byu	びょ	byo
ぴゃ	pya	ぴゅ	pyu	ぴょ	pyo

備考

- ・長音を表す「 $\bar{\quad}$ 」「 $\hat{\quad}$ 」「 h 」は付さないものとします。また h は長音を表すためには用いません。
例) 大三角：Osankaku
- ・はねる音「ん」は n で表します。なお m, b, p の前では m を用いることができます。
- ・はねる音を表す n に続く母音字及び y や n と切り離す必要がある場合は、 n の次にハイフン (-) を入れます。
例) 新浦安駅：Shin-Urayasu Station 海園の街：Kaizen-no-Machi
- ・詰まる音は、最初の子音字を重ねて表します。ただし次に ch が続く場合は、 c ではなく t を重ねるものとします。
例) 日赤→Nisseki 一丁目→Itchome

参照：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」をもとに作成

2-2-(2) 文字（書体）

基本事項

- 日本語は角ゴシック体、英数字はサンセリフ系の書体を使用します。
- その他の外国語は、国内で一般的に使用されている書体を使用します。

- ・日本語の書体は、文字の線幅がほぼ一定で視認性に優れた「角ゴシック体」の使用を基本とします。
- ・数字を含む英文（アルファベット）は、角ゴシック体と調和する「サンセリフ系書体」（線の端に飾りがない書体）の使用を原則とします。
- ・ユニバーサルデザインに配慮された書体を使用します。

■ 基本書体の例

浦安市役所
新浦安駅
舞浜駅前行政サービスセンター

和文書体例：UD 新ゴ NT Pr6N-M

Urayasu City Hall
Shin-Urayasu Station
Maihama Station City Service Center

英文書体例：Myriad Pro（上2行は Regular, 3行目は Condensed）

2-2-(3) 記号（ピクトグラム）、矢印

基本事項

- 「JIS Z 8210 案内用図記号」に規定された図記号（ピクトグラム）を使用します。
- JIS に規定されていないピクトグラムは、法令や地図記号等に基づくピクトグラム又は本ガイドラインで規定するピクトグラムを使用します。
- 鉄道駅には、補足の情報として駅ナンバリング※による記号を表示します。
- 地図にピクトグラムを使用する場合は、記号の意味を凡例部（P.27）に示します。

- ・公共空間で広く使用されていることから、「JIS Z 8210 案内用図記号」に規定されたピクトグラムを使用します。
- ・JIS に規定されていないがピクトグラムによる表示が必要な施設は、法令や地図記号等において認知度が高いピクトグラム、又は本ガイドラインで規定するオリジナルのピクトグラムを使用します。
- ・鉄道駅には、ピクトグラムと名称のほか、鉄道事業者が設定する駅ナンバリング※によるピクトグラムを補足の情報として表示します。
- ・地図に表示するピクトグラムの凡例は、日本語・英語・中国語（簡体字）・ハンガルの4言語で表記します。
- ・ピクトグラムがない施設は、アイキャッチャーにより位置を示します。

※：鉄道駅に対して、通常の駅名とは別に英字とアラビア数字等からなる駅番号を付ける制度。

① ピクトグラム

■ JIS Z 8210 に規定されたピクトグラム

公共・一般施設



情報コーナー Information



案内所 Question & answer



お手洗 Toilets



警察署・交番
Police Station, Police box



病院 Hospital



郵便局 Post Office



ホテル／宿泊施設
Hotel / Accommodation



銀行・両替
Bank, Money Exchange

交通施設



鉄道駅 Train Station



バスターミナル Bus Terminal



タクシーのりば Taxi Stop



駐輪場 Bicycle Parking

観光・文化・スポーツ施設



公園 Park



博物館／美術館 Museum



歴史的建造物 Historical Monument



陸上競技場 Athletic Stadium



サッカー競技場 Football Stadium



野球場 Baseball Stadium



テニスコート Tennis Court



海水浴場/プール Swimming Place

安全



指定緊急避難場所
Safety Evacuation Area



指定避難所
Safety Evacuation Shelter

■ JIS Z 8210 以外のピクトグラム



国道番号 National Highway No.
(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)



県道番号 Prefecrural Road No.
(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令)



信号交差点 Signal
(地図を用いた道路案内標識ガイドブック)



店舗／売店 Shop ※
(標準案内用図記号ガイドブック)



神社 Shrine
(地図記号)



寺院 Temple
(地図記号)



ラグビー場 Rugby Stadium
(オリジナル)



屋形船 Roofed Pleasure Boat
(オリジナル)



バス路線・停留所
Bus Route, Bus Stop
(地図を用いた道路案内標識ガイドブック)



おさんぽバス路線・停留所
Osanpo Bus Route, Bus Stop
(オリジナル)



JR 京葉線舞浜駅
JR Keiyo-line Maihama Station
(駅ナンバリング)



JR 京葉線新浦安駅
JR Keiyo-line Shin-Urayasu Station
(駅ナンバリング)



東京メトロ東西線浦安駅
Tokyo Metro Tozai-line Urayasu Station
(駅ナンバリング)

注) 駅ナンバリングは、JIS 規格「鉄道駅」のピクトグラムの補足情報として併記します。

■ アイキャッチャー



市役所 City Hal



行政サービスセンター
City Service Center



公共施設 Public Facility



民間施設 Private Facility

注) アイキャッチャーを使用する際は、施設名称を併記します。

③ ピクトグラムのポジ／ネガ表現

地図上にピクトグラムを配置する際、背景の色彩によって読み取りづらくなる場合は、記号の地の色と図の色を反転して表示することができます。

〔ピクトグラムのポジ／ネガ表現の例〕



ポジ表現

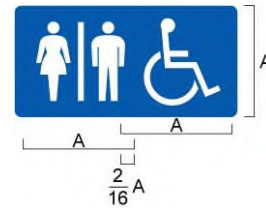


ネガ表現

④ ピクトグラムの組み合わせ

ピクトグラムを組み合わせることで、複合的な意味を表すことができます。ピクトグラムを組み合わせる場合は、ピクトグラムの大きさの16分の2を重ね合わせて併記します。

〔ピクトグラムの組み合わせ例〕

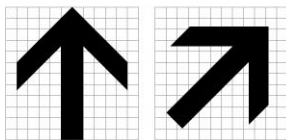
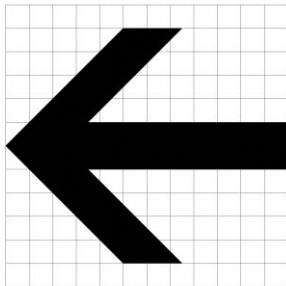


出典：「地図を用いた道路案内標識ガイドブック」

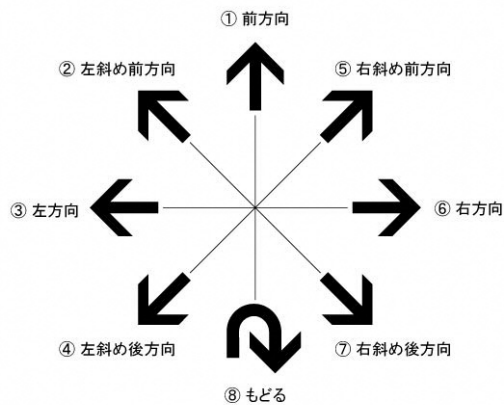
⑤ 矢印

矢印は、歩行者を目的地まで誘導するための方向を指し示すため、シンプルでわかりやすい JIS Z 8210 に規定の矢印を使用します。

■ 基本の矢印



矢印の方向と優先順位※



※：1つの表示面に複数の方向を表示する場合は、上から①→⑧の順に表示します。

2-2-(4) 文字の大きさ、記号との組み合わせ

基本事項

- 案内情報は、視距離 1m から最低限可視できる数値として、和文 9mm、英文 7mm 以上の文字高を基本とします。ただし、掲載する内容や情報量によりやむを得ない場合は最小文字高 4mm とします。
- 誘導情報及び記名情報は、視距離 10m から可視できる数値として、和文 40mm、英文 30mm 以上の文字高を基本とします。
- ピクトグラム・和文・英文の組み合わせは、図記号 9：和文 4：英文 3 程度とします。

注) 文字の大きさは文字の高さ（文字高）を、記号の大きさは外形枠の寸法を基準とします。

【参考】地図標識の標準文字サイズ

	ピクトグラム	和文文字高	英文文字高	表示施設
凡例部表示	24.0mm	10.5mm	8.0mm	凡例部
特大サイズ	—	18.0mm	14.0mm	県名、市名、郡名、区名等（図中に境界があった場合）
大サイズ	21.0mm	9.0mm	7.0mm	案内所、情報コーナー、県庁、市役所、区役所、博物館、美術館、ホール等
中サイズ	16.5mm	7.0mm	5.5mm	郵便局、交番、病院、デパート、ホテル、埠頭、踏切等 町名、丁目（濃鼠色表示とする）
中小サイズ	—	—	5.0mm	番地（濃鼠色表示とする）
小サイズ	12.0mm	5.0mm	4.0mm	橋梁名、交差点名、歩道橋名、バス停名、広域図の情報

出典：「地図を用いた道路案内標識ガイドライン」より

■ 文字の大きさの選択の目安

視距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化整備ガイドライン」より

- ・和文の文字高は、視距離（利用者の視点位置とサイン盤面との距離）の 250 分の 1 程度を目安とします。
- ・英文文字高は、和文文字高の 4 分の 3 程度とし、ピクトグラムの大きさは、英文の 3 倍程度とします。
- ・補足の情報として、駅ナンバリングや防災関連のピクトグラムを表示する場合は、和文文字高と同等の大きさとしします。

■ 文字、ピクトグラム、矢印等の組み合わせの標準レイアウト例

地図表示の標準レイアウト

ピクトグラムのある施設
(駅ナンバリングのピクトグラムを補足情報として表示)



ピクトグラムのない施設
(アイキャッチャーを表示)



標準レイアウトで配置できない場合のバリエーション



誘導表示の標準レイアウト

ピクトグラムのある施設 - 左揃え
(駅ナンバリングのピクトグラムを補足情報として表示)



ピクトグラムのない施設 - 左揃え
(防災関連のピクトグラムを補足情報として表示)



斜め方向の矢印は、外形線の中心となるよう配置します

ピクトグラムのある施設 - 右揃え
(駅ナンバリングのピクトグラムを補足情報として表示)



ピクトグラムのない施設 - 右揃え
(防災関連のピクトグラムを補足情報として表示)



注) 図中の数字は比率を表します。

2-2-(5) 色彩

基本事項

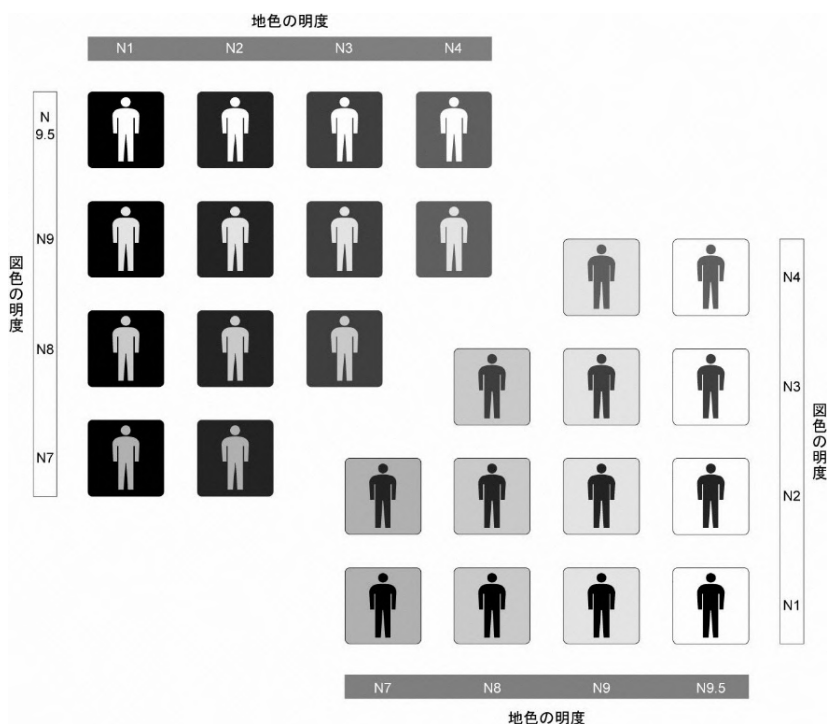
- 高齢者や色覚障がい者等の利用を考慮して、地色との明度差を十分に確保し、視認性の高い色彩の組み合わせを使用します。
- JIS 等に規定のある要素は、規定の色彩を使用します。
- 色彩に関しては、色覚障がい（色覚異常、色覚特性、色盲色弱、少数色覚）者が見分けやすい配色等にするために「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン・サインマニュアル Ver.2」（神奈川県発行）に準拠します。

① 色彩の組み合わせ

- 地図の図色と地色の明度の差を十分大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。
- 白内障患者にとって極めて識別が困難である「青と黒」「黄と白」等の組合せは用いない。
- 色覚障がい者に配慮し、見分けやすい色の組合せを用いて、表示要素毎の明度差・彩度差を確保した表示とする。
- 地図に用いる色は、色数が増えると煩雑になるため多くの色を用いないのが望ましい。また、色により墨文字が見にくくなる色は使用しないことが望ましい。
- 地図に用いる色は、退色を考慮した色とすることが望ましい。

出典：「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」

図色と地色の明度対比例









出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化ガイドライン」

② 記号に使用する色彩

ピクトグラムや記号の色彩は、視認性の高い白・黒の組み合わせとし、他の基準等による規定がある場合や、利用者の識別性を高める必要がある場合は、以下に示す通り、適切な色彩を統一的に使用します。

■ JIS 案内用図記号の色彩

- ・JIS Z 8210 では、黒、白、赤、緑、黄、青の色彩が使用されていますが、「案内用図記号 - 安全」などで使用するピクトグラムは、遠くからでも容易に認識できなければならないため、JIS Z 9103 で指定されたマンセル値を参照します。

	色名	マンセル値
安全色	赤 	8.75R 5/ 12
	緑 	5G 5.5/ 10
	黄 	7.5Y 8/ 12
	青 	2.5PB 4.5/ 10
対比色	黒 	N1.5
	白 	N9.3




安全色の使用例（防災関連施設）



※ 色名欄に示した色はめやすとしての参考色
引用規格：JIS Z 9103 安全色及び安全標識

■ 駅ナンバリングの路線色

- ・鉄道事業者により、浦安市内の鉄道駅の路線色と駅番号は次のように設定されています。

駅名	記号	路線色	出典
浦安駅		DIC 138 ※ (98 / 0 / 11 / 0)	東京地下鉄株式会社 「サインシステムガイドライン」より
舞浜駅		DIC 197 ※ (14 / 100 / 88 / 11)	東日本旅客鉄道株式会社 「案内サインマニュアル」より
新浦安駅			

※：DIC とは、DIC 株式会社が発行する色見本帳「DIC カラーガイド」の番号です。（）内は、印刷物で基本となる 4 色の組み合わせ（プロセスカラー）における C / M / Y / K（シアン/マゼンダ/イエロー/ブラック）の近似値です。

■ 便益施設の色彩

- ・便益施設の記号は、利用者の識別性を高めるため他の施設とは異なる色彩を統一的に使用します。

便益施設の表示例



2-2-(6) 地図

- ・案内情報に使用する地図には、下表の4種類があります。
- ・地図の種類ごとに掲載する表示項目を設定します。また、地図上の色面、線、記号、凡例、文字等の具体的な表示方法の原則を設定します。

■ サインに使用する地図の種類

地図の種類	提供する主な情報	掲載範囲、縮尺 等
①浦安市 全図	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地 ・浦安市の全体像 ・周辺市区町村との関係 ・主な施設類の位置関係 ・周辺図の表示範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦安市全域：南北 6km×東西 6km 程度 ・表示寸法：H500mm×W500mm 程度 ・縮尺：約 1/12,000 程度 ・常に北を上に表示
②周辺図 (広域)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地 ・現在地周辺の街区や道路の構造 ・周辺の施設類の位置関係 ・移動の目的地及び現在地からの移動経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在地を含む 2km 四方程度の範囲 ・表示寸法 H1,500mm×W1,500mm 程度 ・縮尺 約 1/1,300～1/1,500 ・利用者の前方を上に表示
③周辺図 (詳細)		<ul style="list-style-type: none"> ・現在地を含む 500m 四方程度の範囲 ・表示寸法 H500mm×W500mm 程度 ・縮尺 約 1/1,000 程度 ・利用者の前方を上に表示
④街区案内図		<ul style="list-style-type: none"> ・現在地を含む 1km×2km 程度の範囲 ・表示寸法 H750mm×W1,400mm 程度 ・縮尺 約 1/1,300～1/1,500 程度 ・利用者の前方を上に表示

① 地図の掲載項目と表示方法

表示項目		表示方法					
種別	項目	浦安市全区			周辺図・街区案内図		
		形状	ピクトグラム	名称	形状	ピクトグラム	名称
地勢等	水面（海、河川等）	○	—	○	○	—	○
	陸地（街区）	○	—	—	○	—	—
境界・地名	都・県・市の境界・地名	○	—	○	○	—	○
	町の境界・町名	—	—	○	○	—	○
	番地名	—	—	—	—	—	○
道路施設	高速道路	○	—	○	○	—	○
	インターチェンジ	○	—	○	○	—	○
	都道・県道	○	—	—	○	○	—
	市道	△	—	—	○	—	△
	歩車道境界	—	—	—	○	—	—
	中央分離帯	—	—	—	○	—	—
	歩道橋・デッキ	—	—	—	○	—	—
	信号	—	—	—	—	○	○
	橋梁（道路橋・鉄道橋）	△	—	△	○	—	△
交通施設	鉄道路線	○	—	○	○	—	○
	鉄道駅	○	○	○	○	○	○
	バス路線	—	—	—	○	—	—
	バス停	—	—	—	—	○	○
	バスターミナル	—	—	—	—	○	—
	タクシーのりば	—	—	—	—	○	—
	自転車駐車場	—	—	—	—	○	—
公共施設	市役所	—	●	○	○	●	○
	行政サービスセンター	—	—	—	○	●	○
	文化施設（文化会館、郷土博物館、音楽ホール、図書館、公民館）	△	△	△	△	●	△
	公園、緑地（1ha 以上）	△	△	△	○	○	○
	公園、緑地（1ha 未満）	△	△	△	○	—	—
	国・県の機関又は出張所	△	—	△	○	●	○

表示内容		表示方法					
種別	項目	浦安市全図			周辺図・街区案内図		
		形状	ピクトグラム	名称	形状	ピクトグラム	名称
公共施設	警察署、消防本部・出張所、消防団、郵便局（集配局）	△	△	△	○	○ ●	○
	交番、郵便局（無集配局）	—	—	—	—	○	—
	病院（救急医療機関）	△	△	△	○	○	○
	福祉施設、保健施設、子育て関連施設	△	△	△	○	●	○
	体育館、球技場、プール	△	△	△	○	○ ●	○
	小中高等学校、大学（公立・私立とも）	—	—	—	○	●	○
	保育園、幼稚園、認定こども園（公立・私立とも）	—	—	—	○	●	○
	観光案内所、情報コーナー	—	—	—	—	○	—
	公衆トイレ（浦安市所管のもの）	—	—	—	—	○	—
民間施設	金融機関（銀行、信用金庫）	—	—	—	○	○	○
	商業施設（大型でランドマークとなるもの）	—	—	—	○	○	○
	レジャー施設（大型でランドマークとなるもの）	—	—	—	○	○ ●	○
	宿泊施設（観光コンベンション協会に加入しているもの）	—	—	—	○	○	○
防災施設	指定緊急避難場所、指定避難所	—	—	—	—	○	—
その他施設	史跡、文化財（建造物等）	—	—	—	△	△	△
	神社仏閣	—	—	—	△	△	△
地図の 共通表示	現在地	—	—	○	—	○	○
	方位	—	○	—	—	○	—
	距離	—	○	—	—	○	—
	周辺図表示範囲	○	—	○	—	—	—

注) 形状：建物や敷地等を形状と着色で表示

ピクトグラム：JIS 等を表示

名称：施設等の名称を文字で表示

○=表示する / △=必要性を考慮して表示する / ●=アイキャッチャーを表示する / —=表示しない

その他：この表は、主な施設の表示内容及び方法を示すものであり、その他の施設については、必要に応じて、個別にサイン整備計画で定めること。

② 地図に使用する色彩

■ 浦安市全図

種別	項目	面 (色彩・パターン)	線 (色彩・線幅)	色彩例
地勢	街区：浦安市内	10 / 6 / 10 / 0	—	
	街区：浦安市外	30 / 18 / 30 / 0	—	
	水面	47 / 16 / 4 / 0	—	
境界	都・県・市 境界	—	24 / 40 / 65 / 0 0.75mm	
	町境界	—	24 / 40 / 65 / 0 0.5mm	
道路	国道	0 / 50 / 70 / 0	8 / 5 / 8 / 30 0.5mm	
	都道・県道	0 / 20 / 70 / 0	8 / 5 / 8 / 30 0.5mm	
	市道	0 / 0 / 0 / 0	8 / 5 / 8 / 30 0.5mm	
	高速道路	50 / 5 / 40 / 0	65 / 60 / 60 / 10 0.75mm	
交通	JR 路線	—	0 / 0 / 0 / 0 0.6mm 20 / 20 / 20 / 100 1.0mm	
	東京メトロ、都営路線	—	16 / 16 / 16 / 80 0.75mm	
	駅	35 / 30 / 20 / 0	—	
施設	公園緑地	33 / 8 / 80 / 0	—	
記号	一般施設図記号	地：20 / 20 / 20 / 100 図：0 / 0 / 0 / 0	—	
	アイキャッチャー (赤)	0 / 75 / 95 / 0	—	
	アイキャッチャー (黒)	20 / 20 / 20 / 100	—	
	防災関連施設図記号	地：90 / 10 / 80 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0	—	
	道路路線番号	地：100 / 60 / 0 / 0 図：0 / 0 / 0 / 0	—	
	引き出し線	—	20 / 20 / 20 / 100 1.0mm	
文字	施設等名称	20 / 20 / 20 / 100	— (適宜 0 / 0 / 0 / 0 0.5mm)	
	都・県・市・町	12 / 12 / 12 / 60	—	
地図の 共通表示	現在地	0 / 75 / 95 / 0	—	
	周辺図 (広域) 表示範囲	—	0 / 75 / 95 / 0 2.0mm	
	方位マーク	16 / 16 / 16 / 80	—	
	スケールバー	16 / 16 / 16 / 80	—	
	グリッド線	—	16 / 16 / 16 / 80 0.25mm	

注) 面及び線欄の数値「X / X / X / X」は、印刷物で基本となる4色の組み合わせにおけるC / M / Y / K (シアン/マゼンダ/イエロー/ブラック) の値を示します。

■ 周辺図（広域）・周辺図（詳細）・街区案内図

種別	項目	面（色彩・パターン）	線（色彩・線幅）	色彩例
地勢	街区：浦安市内	10/6/10/0	—	
	街区：浦安市外	30/18/30/0	—	
	水面 （パターンを適用）	ベース：47/16/4/0 パターン：42/14/3/0	—	
境界	都・県・市 境界	—	24/40/65/0 2.0mm	
	町境界	—	24/40/65/0 0.5mm	
道路	一般道路	0/0/0/0	8/5/8/30 0.5mm	
	歩車道境界	—	8/5/8/30 0.25mm	
	中央分離帯 （パターンを適用）	ベース：33/8/80/0 パターン：25/5/65/0	—	
	高速道路	50/5/40/0	65/60/60/10 0.75mm	
	歩道橋、デッキ	15/15/15/5	65/60/60/10 0.25mm	
	“ ” 影	55/50/50/0	—	
交通	鉄道路線	—	35/30/20/0 1.0mm	
	鉄道敷地	5/0/10/15	—	
	鉄道高架	5/0/10/15	65/60/60/10 0.5mm	
	駅舎	35/30/20/0	—	
施設	建物1：一般施設	18/20/20/0	65/60/60/10 0.25mm	
	建物2：公共施設	0/20/56/0	65/60/60/10 0.25mm	
	建物3：商業施設	35/0/0/0	65/60/60/10 0.25mm	
	建物4：宿泊施設 （パターンを適用）	ベース：53/0/24/0 パターン：25/5/65/0	65/60/60/10 0.25mm	
	建物 影	55/50/50/0	—	
	施設敷地	14/8/17/0	—	
	公園緑地 （パターンを適用）	ベース：33/8/80/0 パターン：25/5/65/0	—	
	敷地内通路、園路	2/3/3/0	—	
記号	一般施設図記号	地：20/20/20/100 図：0/0/0/0	—	
	アイキャッチャー（赤）	0/75/95/0	—	
	アイキャッチャー（黒）	20/20/20/100	—	
	便益施設図記号	地：100/60/0/0 図：0/0/0/0	—	
	防災関連施設図記号	地：90/10/80/0 図：0/0/0/0	—	
	道路路線番号	地：100/60/0/0 図：0/0/0/0	—	
	バス路線	—	0/75/95/0 0.75mm	
	バス停留所	0/0/0/0	0/75/95/0 0.75mm	
	おさんぼバス路線	—	75/90/0/0 0.5mm	
	おさんぼバス停留所	75/90/0/0	—	
	信号	地：100/60/0/0 図：0/0/0/0	—	
	引き出し線	—	20/20/20/100 1.0mm	
文字	施設等名称	20/20/20/100	— (適宜0/0/0/0 0.5mm)	
	都・県・市・町・番地	12/12/12/60	—	
地図の 共通表示	現在地	0/75/95/0	—	
	方位マーク	16/16/16/80	—	
	スケールバー	16/16/16/80	—	
	グリッド線	—	16/16/16/80 0.25mm	

注) 面及び線欄の数値「X/X/X/X」は、印刷物で基本となる4色の組み合わせにおけるC/M/Y/K（シアン/マゼンダ/イエロー/ブラック）の値を示します。

「パターン」とは、色覚障がい者に配慮して、色だけでなく濃淡の塗分けを施すことで識別性を向上するものです。

③ 地図の補足情報

■ 現在地

- ・地図上に、利用者の位置を示す現在地を表示します。
- ・文字表記は和英併記とします。
- ・視認性を確保するため、赤色で表示します。

標準的な表示



[中央揃え]

注) 数字は比率を示します。

バリエーション



■ 方位マーク

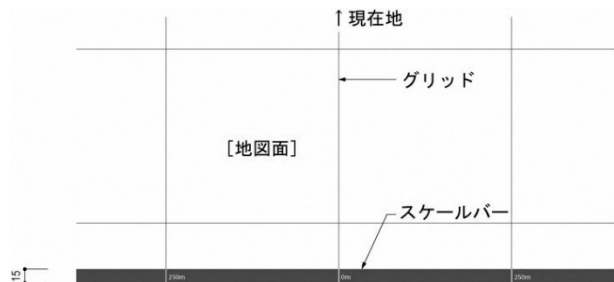
- ・地図表示の方角を示すため、方位マークを表示します。
- ・サインに使用する4種の地図のうち、浦安市全図は常に北を上に表示しますが、その他の地図は利用者の前方を上に表示します。サインに使用する地図によって、表示する方位が異なることに注意します。
- ・マークは、地図の右下に配置すること基本とします。ただし、地図上の掲載要素を阻害する場合は、掲載要素を阻害しない四隅のいずれかに配置します。

方位マーク



■ スケールバー、グリッド（距離の表示）

- ・地図上で大まかな距離を把握できるよう、スケールバーとグリッドを表示します。
- ・スケールバーとグリッドの原点（中心となる点）は、地図上の現在地とします。
- ・スケールバーは、地図上の掲載要素を阻害しないよう、基本的に地図の下辺に表示します。
- ・スケールバーに合わせて、地図を一定距離で縦横に区切るグリッドの線を表示します。



■ 凡例

- ・地図に使用するピクトグラムや記号の意味を、凡例で説明します。
- ・凡例は、ピクトグラムや記号を先頭に、4言語で表示します。表示は、地図に表示されたピクトグラムや記号のみを対象とします。



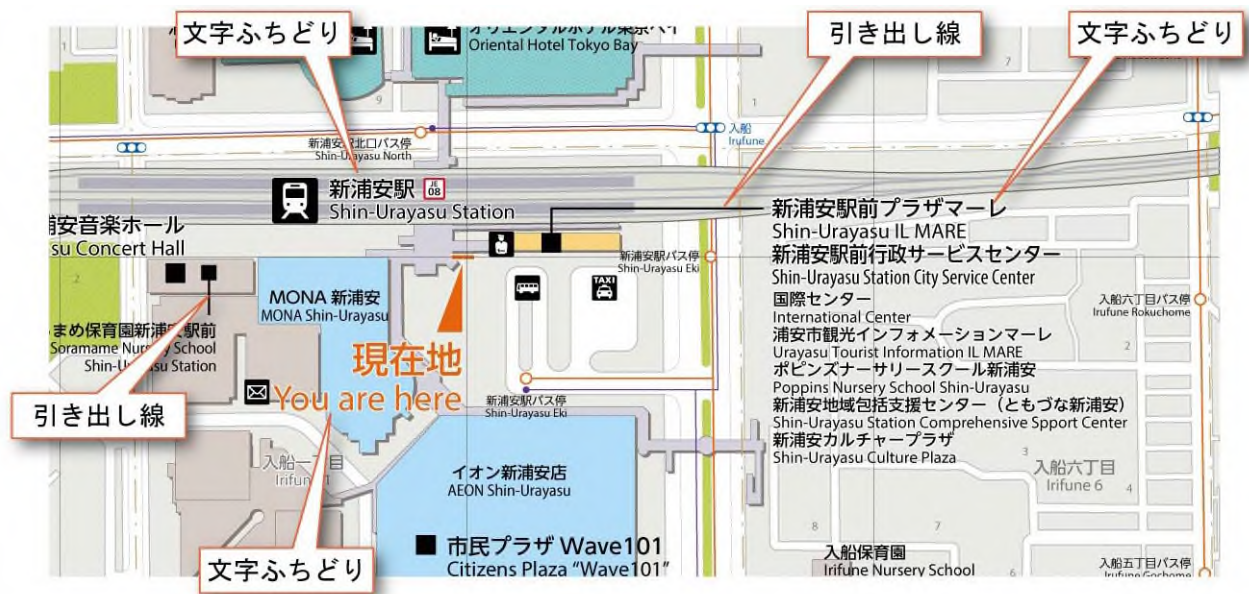
④ 地図表示の視認性を向上するための工夫

■ 文字のふちどり

- ・施設名称の文字等が、背景となる色彩との組み合わせで読み取りにくくなる場合は、白色のふちどりを行い、色の混同を回避します。

■ 引き出し線

- ・地図の表示要素が混みあうため名称等を表示するスペースが十分に確保できない場合は、対象となる施設から線を引き出し、読み取りやすい場所に文字を表示します。なお、地図面の煩雑化を防止するため、引き出し線は水平・垂直に表示することを基本とします。



2-2-(7) その他の表示

① 施設名称

- 施設名称は、和名・英名とも統一した名称を表示します。
- 複合施設の名称は、代表施設名と内包する施設名称を整理し表示します。

- ・通常の名称のほかに通称や略称がある場合は、利用者が理解しやすい名称を表示することとします。
- ・多くの施設が併設される複合施設は、施設の総称又は代表施設名と内包する施設を整理し、案内地図にはすべての名称を表示します。ただし、地図が著しく遮蔽される場合は、管理者と協議のうえ内包施設名称を省略できるものとします。なお誘導情報は、代表施設の名称のみを表示します。

■ 複合施設の表示例

案内情報（代表施設と内包施設の名称を表示）

総合福祉センター

社会福祉協議会
ボランティアセンター
災害ボランティアセンター
うらやす成年後見・生活支援センター
身体障がい者福祉センター
こども発達センター
東野児童センター
地域福祉センター



誘導情報（代表施設の名称のみを表示）

総合福祉センター

② 距離

- 誘導情報には、施設の名称と方向のほか、現在地からの概略の距離を表示します。
- 距離の単位はメートル、キロメートルとし、記号はアルファベット小文字で「m」「km」とします。

- ・距離表示は、下記のルールで表記します。

距離表示のルール		表示例
2桁の場合	下1桁を四捨五入	67m → 70m
3桁の場合	下1桁を四捨五入	563m → 560m
4桁の場合	下2桁を四捨五入し、kmで表示	1582m → 1.6km

③ 管理番号及び連絡先

- サインには、管理番号及び利用者からの情報を受け付ける連絡先、電話番号を表示します。

- ・サイン本体の損傷や情報内容の未更新などについて、市民や利用者と連携し効率的なサイン管理を図るため、管理番号と連絡先を表示します。

2-3. 本体構造

基本事項

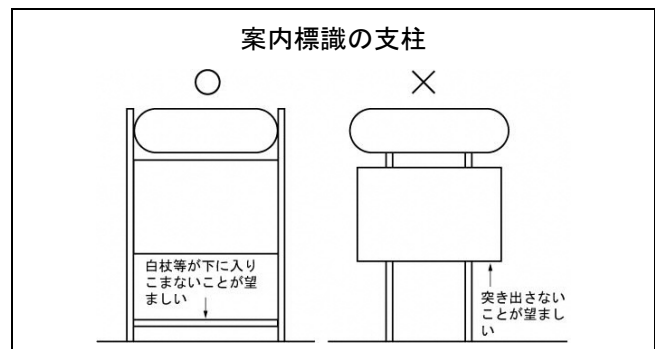
- 地域景観やユニバーサルデザインに配慮したシンプルで統一的な本体構造とします。
- 耐久性のある素材、情報更新の容易性など、維持管理を考慮した構造とします。
- サインの本体は、景観に配慮した色彩とします。

① ユニバーサルデザインに配慮した、シンプルで統一的な本体構造

- ・必要な情報を掲載するスペースを十分に確保するとともに、シンプルなデザインとします。

■ 支持構造

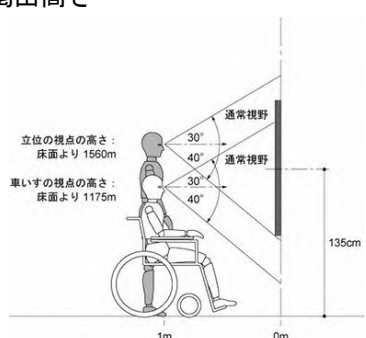
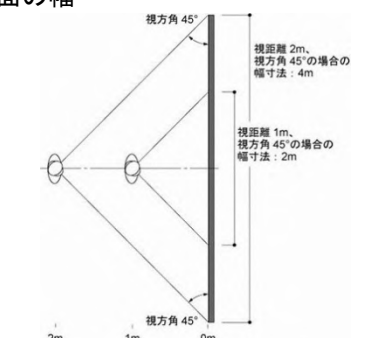
- ・一般の道路等において、サイン盤面を支える支柱は、「視覚障害者等の板面への衝突を防止するため、サイン盤面の両端に設置する構造が望ましい」とされています。



出典：「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」より

■ 近づいて見るサインの掲出高さ

- ・立位の利用者と車いす使用者が共通して見やすいよう、盤面中心の高さを設定します。
- ・一度に盤面全体を見ることが必要なサインの縦横の幅は、視距離に応じて視角度に収まる範囲に設定します。

サインの掲出高さ	サイン盤面の幅
 <p>立位の視点の高さ： 床面より1560mm</p> <p>車いすの視点の高さ： 床面より1175mm</p> <p>通常視野 30°</p> <p>通常視野 40°</p> <p>135cm</p> <p>1m 0m</p> <p>注 板面中心の高さは、立位の利用者と車いす使用者の視点の中間の高さとされている135cm程度と考えるのが適当である。^{※1}</p> <p>情報量が多い地図などで、車いす使用者にとって地図上部の判読が困難であると想定される場合は125cm程度とすることが望ましい。^{※2}</p> <p>※1：「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」による</p> <p>※2：「道路の移動円滑化整備ガイドライン」による</p> <p>図中の通常視野は日本建築学会編「建築設計資料集第3集」（1980、丸善）による</p>	 <p>視角度 45°</p> <p>視距離 2m、 視角度 45°の場合の 幅寸法：4m</p> <p>視距離 1m、 視角度 45°の場合の 幅寸法：2m</p> <p>視角度 45°</p> <p>2m 1m 0m</p> <p>注 視角度（視軸と視対象のなす角度）が45°以下では表示内容の誤読率が増加して好ましくない。^{※3}</p> <p>※3：野呂影勇編「図説エルゴノミクス」（1990 日本規格協会）による</p> <p>「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」（2001、国土交通省）を参考に作成</p>

出典：国土交通省「観光活性化標識ガイドライン」平成17年6月

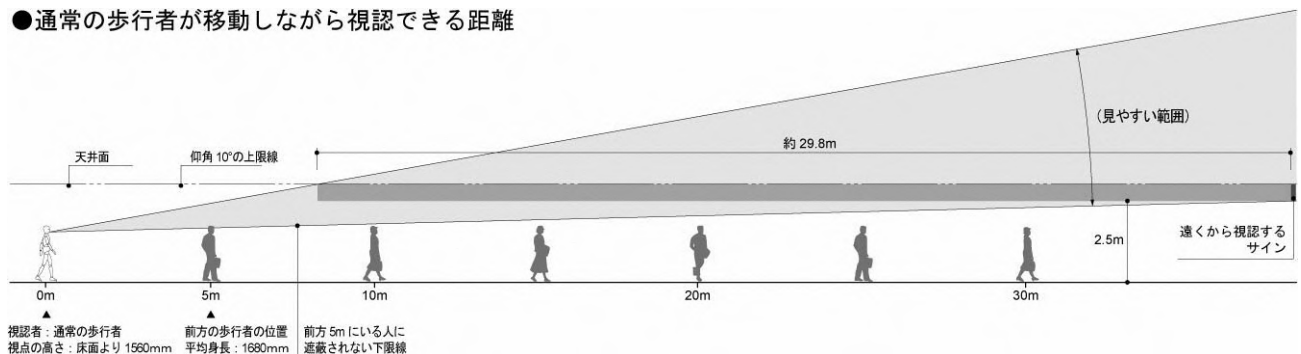
遠くから視認するサインの掲出高さの考え方

- ・移動している場合、一定の高さ以上にあるものは視野に入りにくい。一般には仰角(水平からの見上げ角度)10°より下が有効視野に入る範囲といわれている。また旅客施設では視認者の前方に視界を遮る他の通行者がいると考えるべきで、その通車より上が遮蔽するものがない見やすい範囲である。
- ・車いす使用者の視点は低いので、みやすい範囲は通常の歩行者に比べてかなり狭い。従って一定の高さにあるサインを移動しながら視認できる距離は、極端に小さい。
- ・図に示すとおり混雑時に前方 5m の位置に他の通行者がいると想定すると、車いす使用者が器具天地 50cm のサインを移動しながら視認できる距離は、床面から器具の下端までを 2.2m、2.5m、3.0m、4.0m とした場合、それぞれ、0.9m、2.0m、3.8m、7.5m となり、視認が可能な時間に換算すると(移動速度を毎秒 1.1m として計算)それぞれ 0.8 秒、1.8 秒、3.5 秒、6.8 秒となる。(通常の歩行者では、掲出高さが 2.5m の場合は、視認できる距離は 29.8m、視認が可能な時間は約 27 秒である。)
- ・視認可能時間が短いと見落とす確率は高まり、情報を得ることが困難になる。
- ・このことから、遠くから視認するサインの掲出高さは、視距離に応じた文字の大きさを選択したうえで、視認想定距離から仰角 10°より下の範囲で、極力高くするのが適当である。

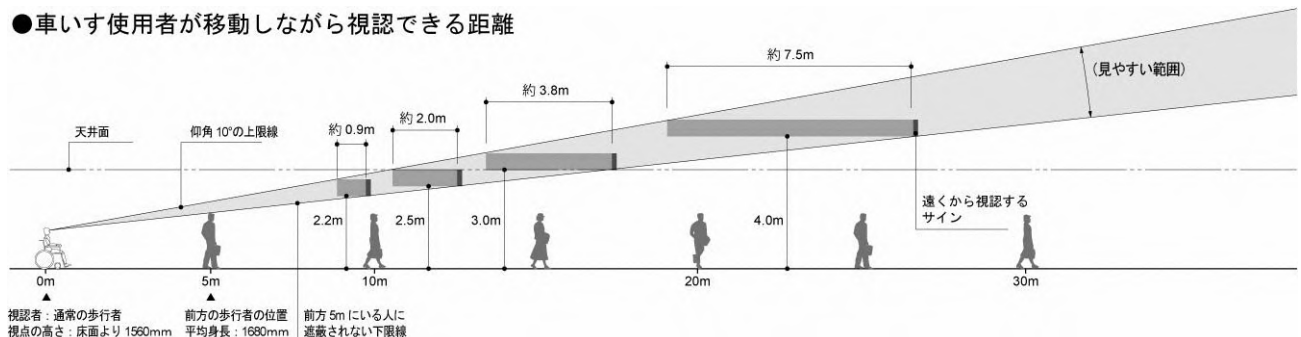
注 1) 野呂影勇編「図設エルゴノミクス」1990(日本規格協会)では、瞬時に特定情報を雑音内より受容できる範囲(有効視野)を、上方約 8°と記述している。

注 2) 下図の人体の寸法は、工業技術院「生命工学工業技術研究所研究報告」1994 による。車いすの座面高は JIS T 9201-1987「手動車いす」の中型(400mm)とした。

●通常の歩行者が移動しながら視認できる距離



●車いす使用者が移動しながら視認できる距離



出典：「公共交通機関の旅客施設に関する移動円滑化ガイドライン」

② 維持管理を考慮した素材と構造

- ・サインは基本的に屋外に設置するものであり、また本市は海に近いことから、本体は耐候性の高い塩害仕様の素材を採用します。
- ・地図や施設等の盤面表示情報は、適宜更新する必要があります。このため、支持構造と表示パネルは構造的に分離し、修理や交換が容易にできる固定方法を採用するなど、できるだけ低コストで情報更新できる構造を採用します。
- ・サイン盤面は、表示を印刷した粘着シートを金属パネルに貼付する構造とし、部分的な修正が可能なものとしします。

③ 景観に配慮した色彩

- ・サインの本体は、周辺の景観と調和するとともに、表示内容の顕示性を高めるため、モノトーンのダーク色を基本色とします。
- ・アクセント色として、浦安市らしさを表すブルーのラインを統一的に配置し、全体の統一感を演出します。
- ・サインを制作する際は、以下に示すマンセル値になるように、プロセスカラー※、塗料色、カラーシート色を指定します。

■本体の色彩

使用色	マンセル値	備考
基本色：ダークグレー	10YR 3 / 0.2 程度	・「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」 (2004年国土技術研究センター)より
アクセント色：ブルー	5PB 4 / 12 程度	

※ プロセスカラーは、印刷物で基本となる4色C/M/Y/K(シアン/マゼンダ/イエロー/ブラック)の値の組み合わせです。

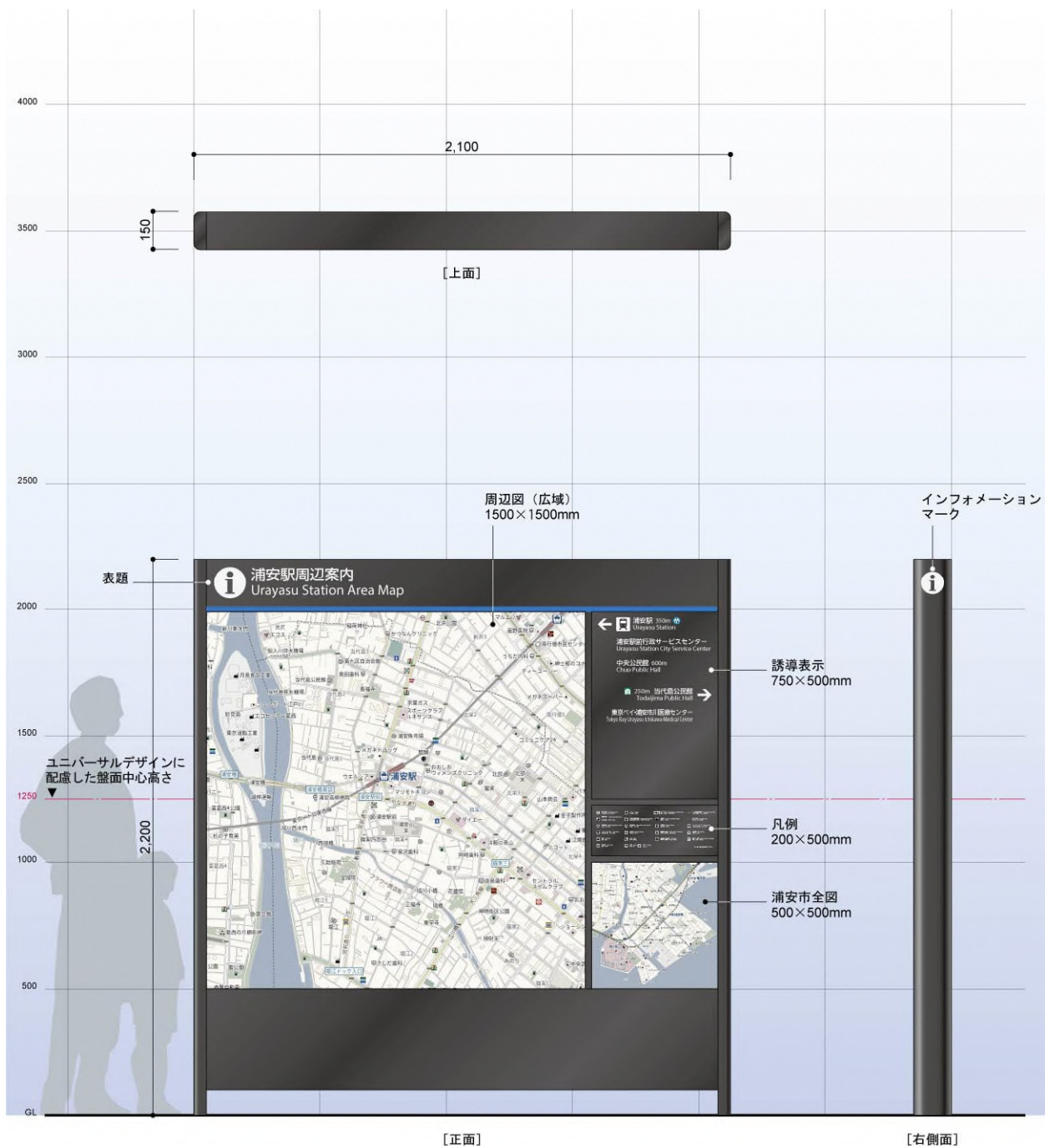
2-3-(1) サイン種別ごとの標準デザイン

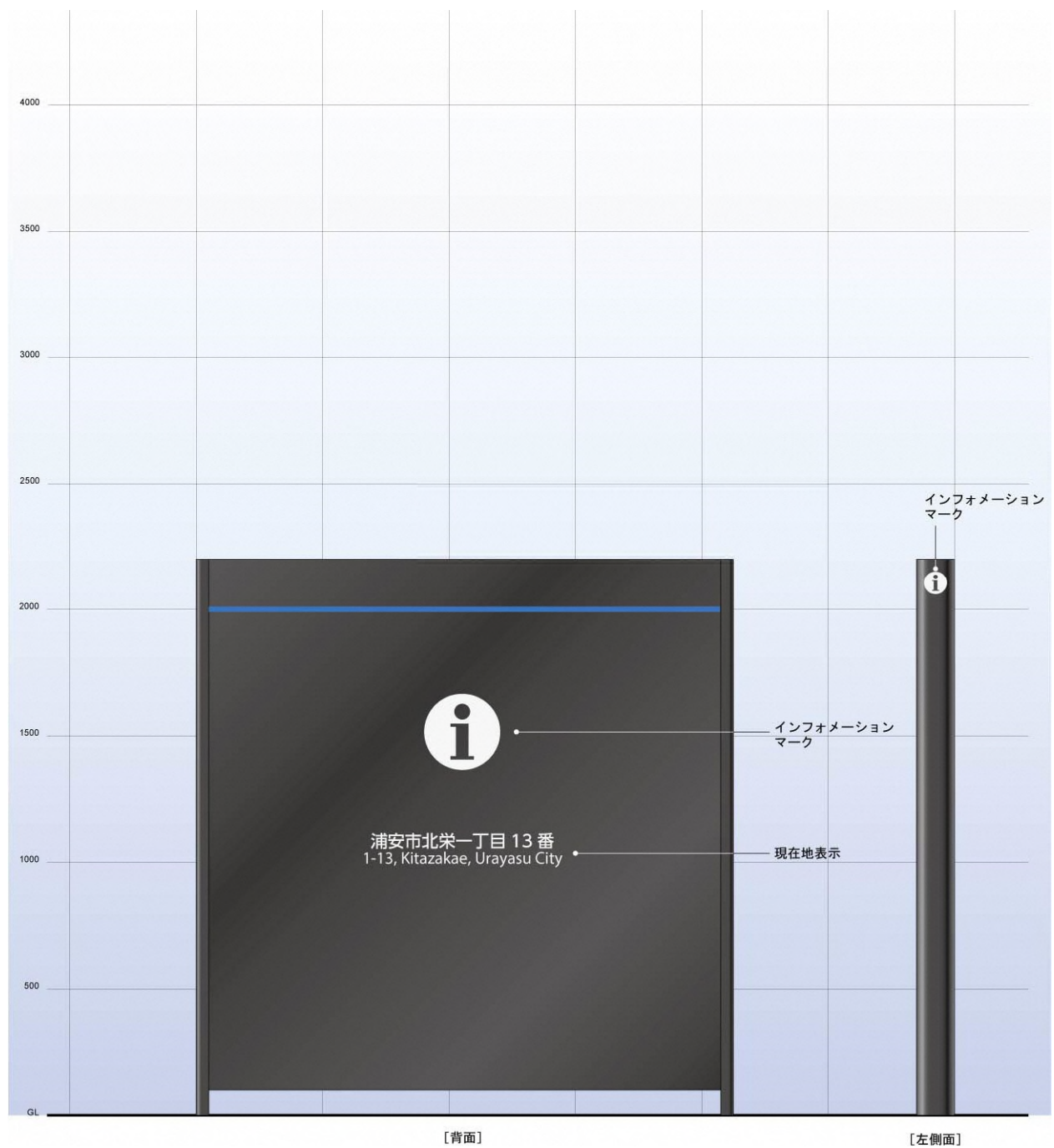
総合案内サイン

- 概要**
- ・最も情報量が多く、大型のサイン。
 - ・浦安市全図は、周辺図の表示範囲を示す広域図を兼ねています。

概略寸法 高さ：2,200 幅：2,100 奥行：150 (表示盤面 高さ：1,500 幅：2,000)

表示内容 案内情報：浦安市全図 周辺図(広域) 凡例(ピクトグラム)
 誘導情報：施設名称、方向、距離
 記名情報：現在地





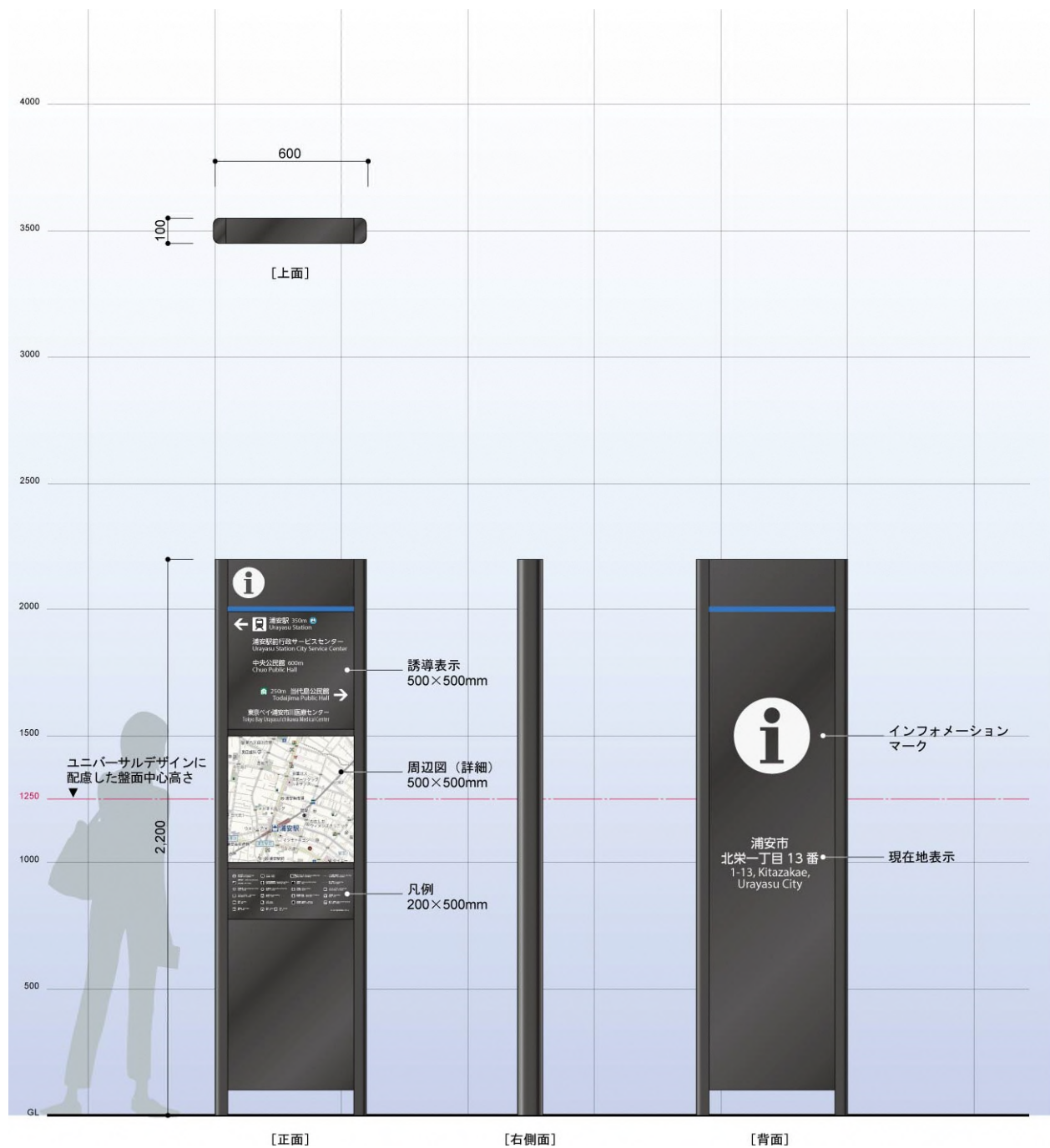
注) 本体寸法、レイアウト等は上図を基本としますが、設置場所や状況に応じて変更となる可能性があります。

誘導サイン パネル型

概要 ・移動経路が複雑であったり施設が集中したりする区域など、矢印による誘導情報に加えて地図の確認が必要と考えられる場所に設置します。

概略寸法 高さ：2,200 幅：600 奥行：100 （表示盤面 高さ：1,250 幅：500）

表示内容 案内情報：周辺図(詳細) 凡例(ピクトグラム)
 誘導情報：施設名称、方向、距離
 記名情報：現在地



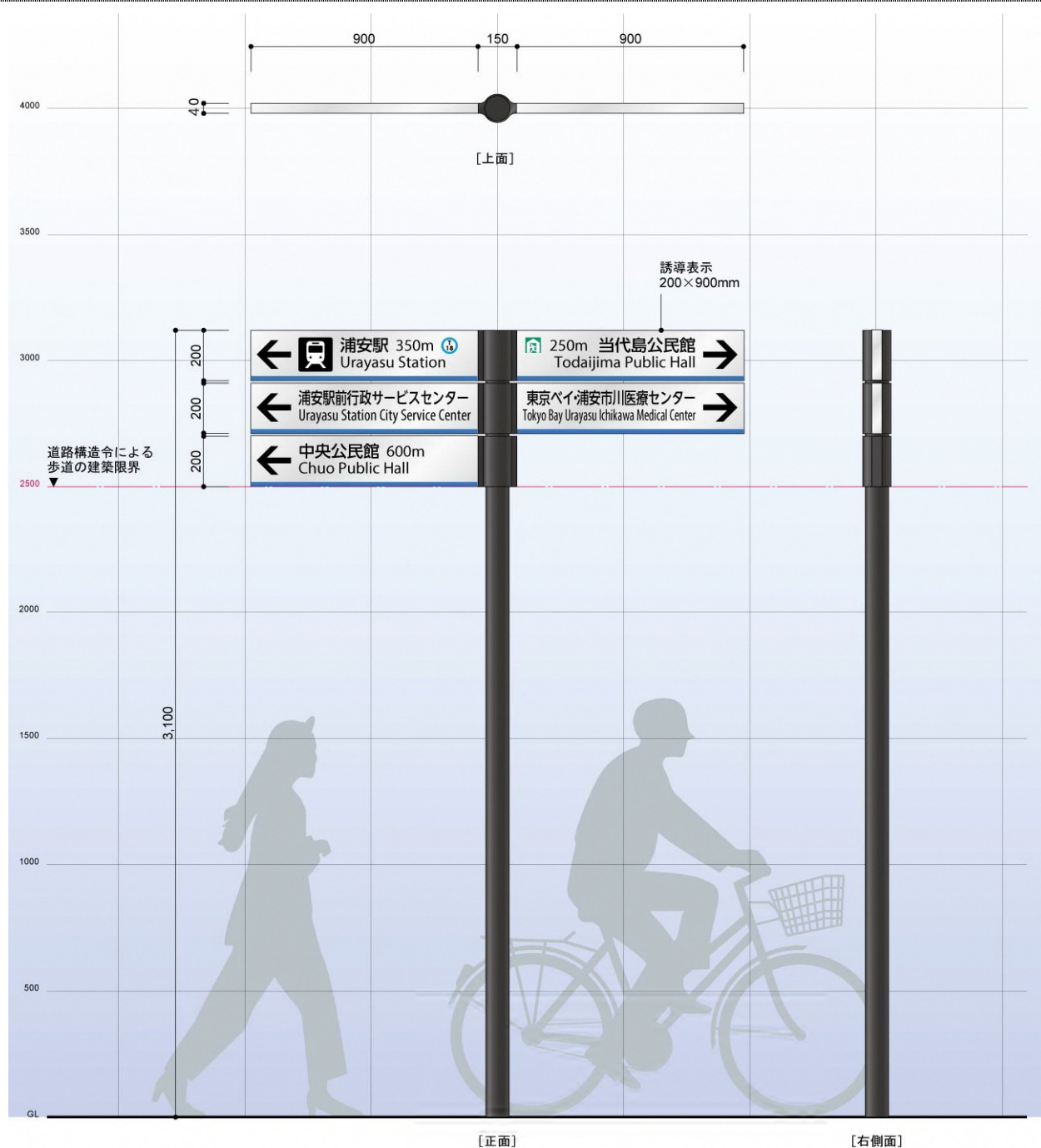
注) 本体寸法、レイアウト等は上図を基本としますが、設置場所や状況に応じて変更となる可能性があります。

誘導サイン 矢羽型

- 概要**
- ・ 矢印を用いて対象施設への進行方向を指示します。
 - ・ 矢羽の下端は、歩道面から2,500mm（歩道の建築限界）を確保します。
 - ・ 誘導施設が同方向に複数ある場合は、複数段の矢羽で表示します。

概略寸法 高さ：3,100 幅：1,900 支柱直径：100（矢羽 高さ：200 幅：900）

表示内容 誘導情報：施設名称、方向、距離
矢羽は最大3段、6枚まで設置可能



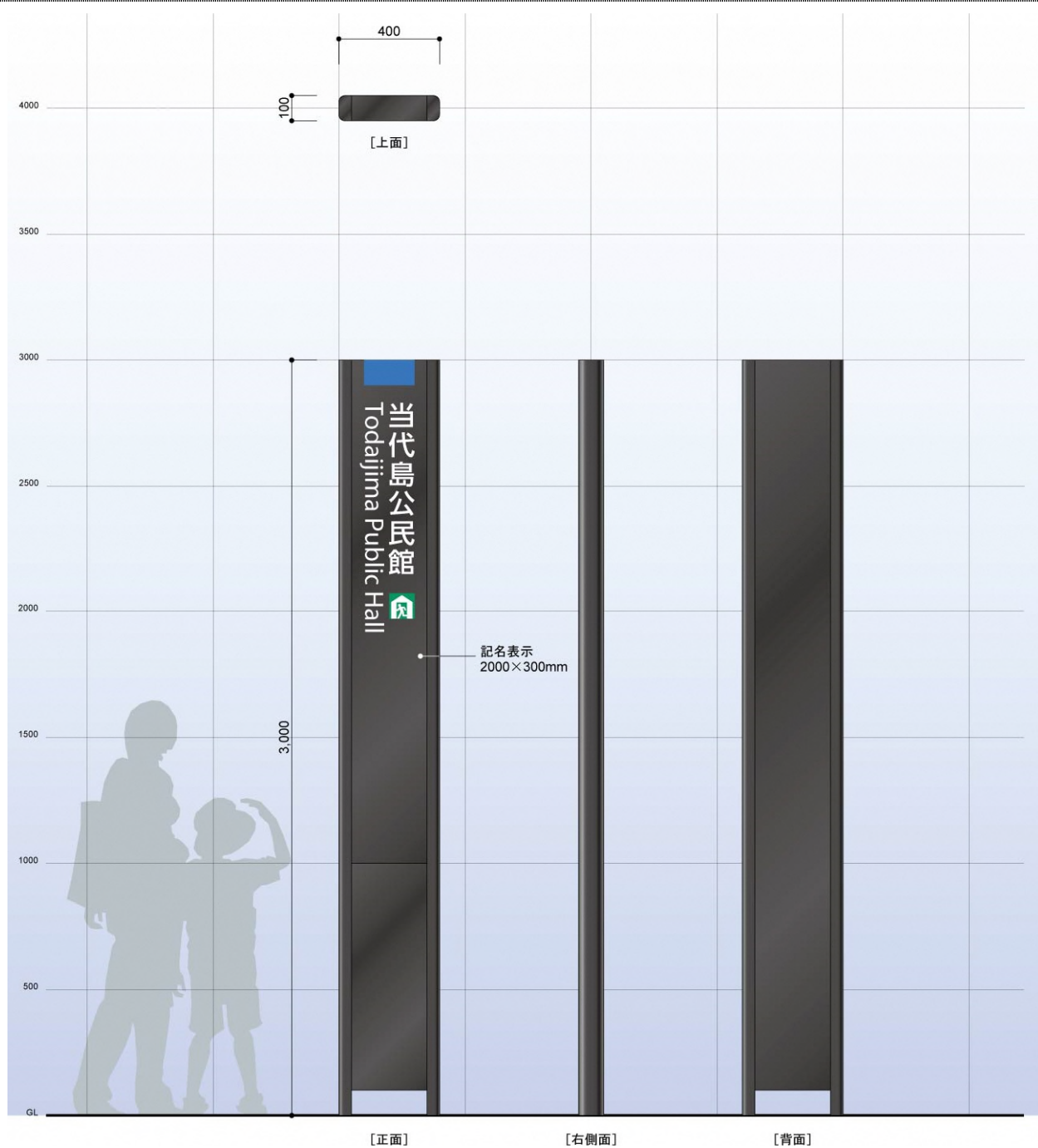
注) 本体寸法、レイアウト等は上図を基本としますが、設置場所や状況に応じて変更となる可能性があります。

記名サイン

- 概要**
- ・高い位置に施設名称を表示し、視認性を確保します。
 - ・設置環境によっては、裏面にも施設名称を表示する場合があります。
 - ・既存の表示により対象施設の名称が明瞭に確認できる場合は、設置しないものとします。

概略寸法 高さ：3,000 幅：400 奥行：100 （表示盤面 高さ：2,000 幅：300）

表示内容 記名情報：施設名称



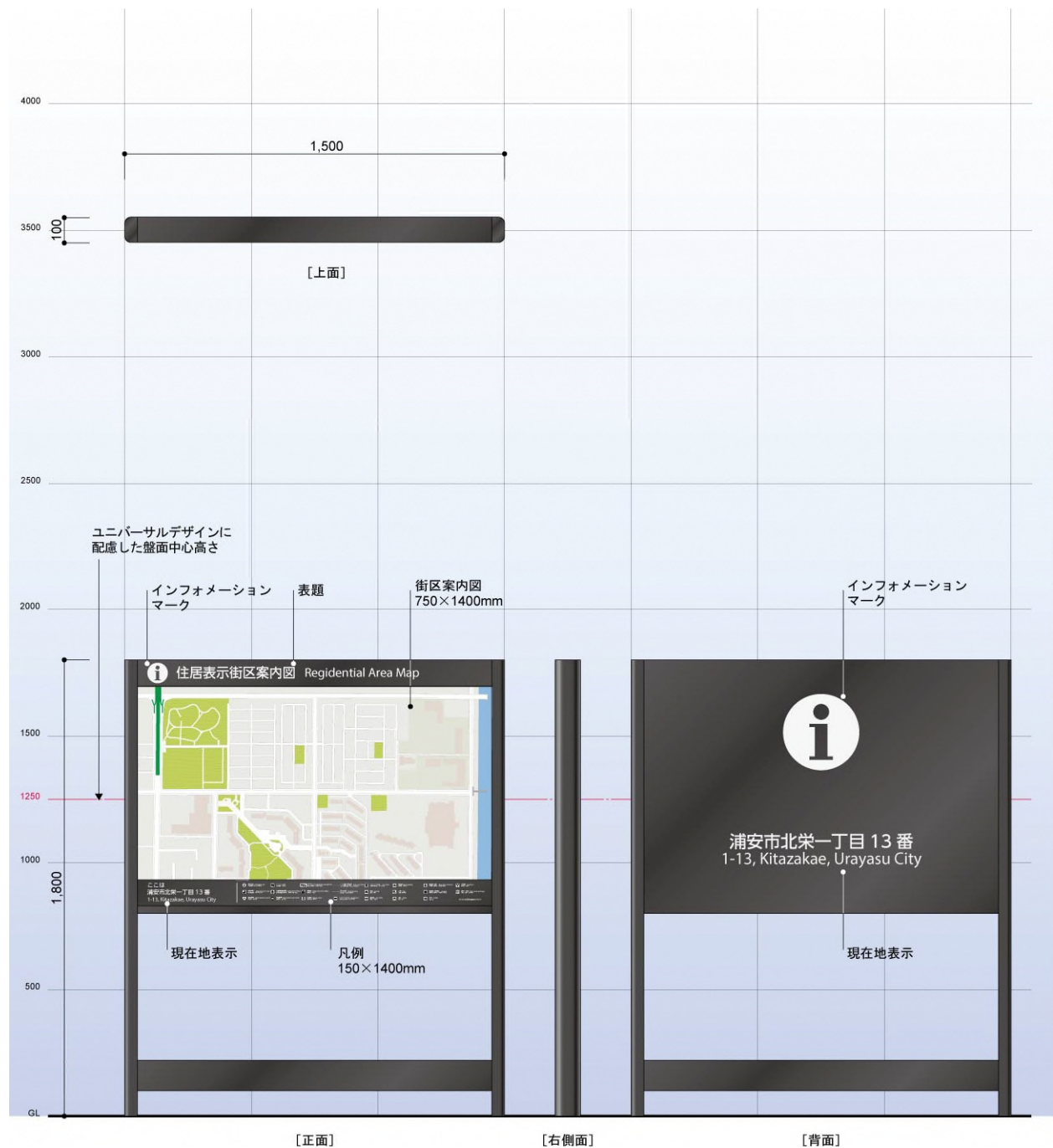
注) 本体寸法、レイアウト等は上図を基本としますが、設置場所や状況に応じて変更となる可能性があります。

住居表示街区案内板

概要 ・既存の住居表示街区案内板を、本ガイドラインの表示形式を適用して順次更新します。

概略寸法 高さ：1,800 幅：1,500 奥行：100 （表示盤面 高さ：1,000 幅：1,400）

表示内容 案内情報：周辺図(詳細) 凡例
記名情報：現在地



注) 本体寸法、レイアウト等は上図を基本としますが、設置場所や状況に応じて変更となる可能性があります。

2-4. 設置の基準

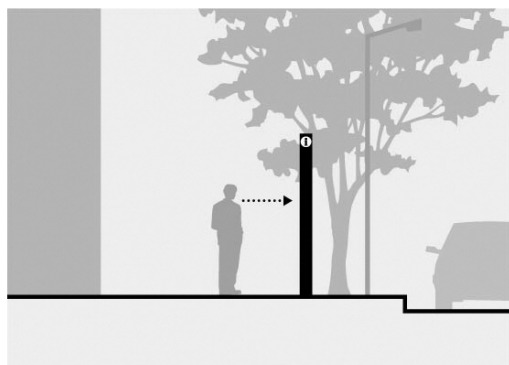
サインを設置する際の基本事項及びサイン種別による設置の基準を規定します。

基本事項

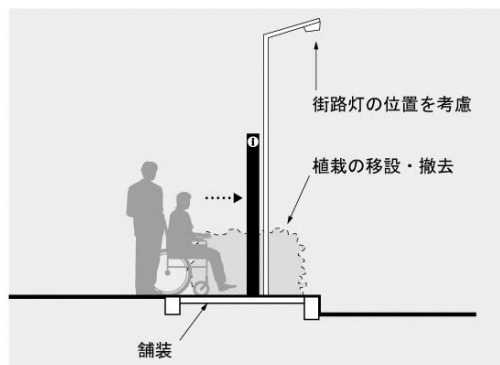
- 道路、広場及び公共施設などの公共用地への設置を基本とします。
- 植栽や他の構造物による遮蔽を避けるなど、利用者の視認性に配慮して設置します。
- 地図付きのサイン盤面の中心高さは、利用者の立つ地盤面から 1,250mm とします。

- ・歩道のある道路では、歩車道境界寄りにサインを設置します。ただし、歩車道境界付近には街路樹、照明、柵及び交通標識などがあるため、現地の状況及び将来計画を考慮して、支障のない場所に設置します。
- ・歩道のない道路では、敷地境界寄りにサインを設置します。通行や沿道施設の利用に支障がある場合は、施設管理者の了解を得たうえで施設敷地内などに設置します。
- ・植栽帯への設置は、植物の成長によるサイン表示面の遮蔽、利用者アプローチやメンテナンスの障害となりやすいため、避けるものとします。やむを得ない場合は、一定の範囲の植物を移設・撤去するなど、視認性の確保や利用者・管理者がサイン本体に近づきやすくするための措置を講じます。
- ・既存のサインを活用できる場合は、新たなサインは設置しません。
- ・夜間の顕在性や視認性に配慮し、街路灯などが近くにある明るい場所に設置します。街路灯が近くに無い場合は、サインに照明灯を設置するなどの対応をします。
- ・設置箇所と利用者の地盤面に高低差がある場合の地図付きのサインは、利用者の立つ地盤面を基準に盤面の中心高さが 1,250mm となるよう、サイン側の高さを調整します。

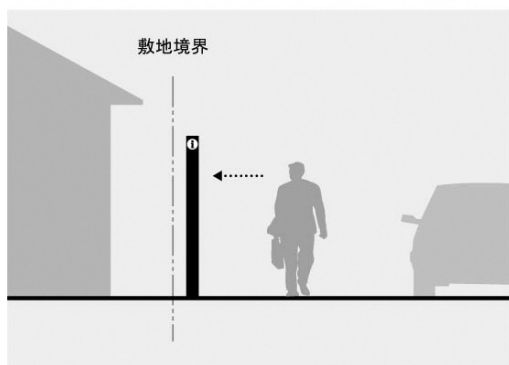
■ サイン設置の基本事項



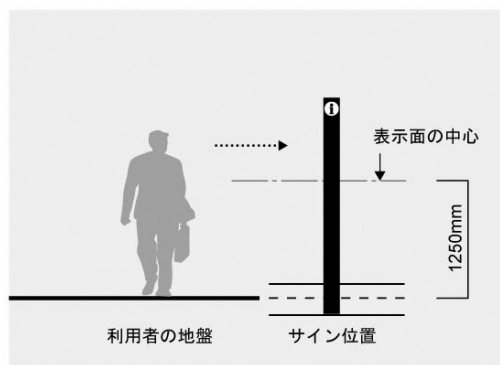
歩道のある道路では歩車道境界寄りに設置



視認性、近づきやすさを確保



歩道のない道路では敷地境界寄りに設置



表示面の中心高さは常に一定

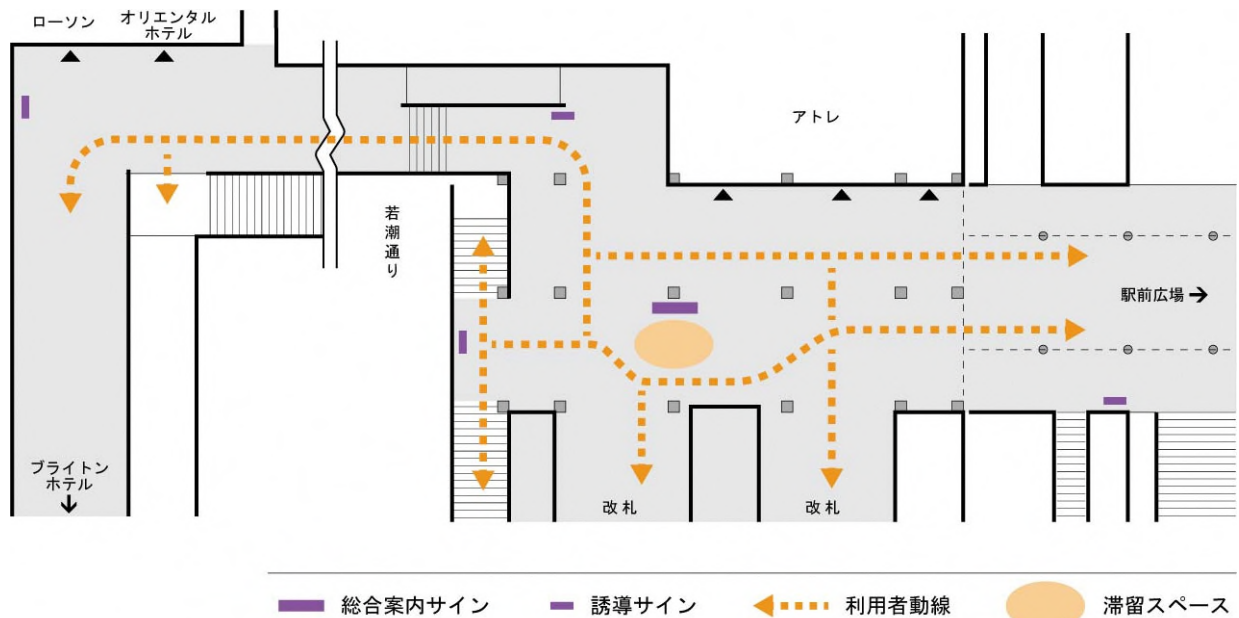
2-4-(1) サイン種別による設置の原則

① 総合案内サイン

- 行動の起点となる交通結節点や、主要な施設が集まり多くの人が訪れる場所に設置します。
- 利用者からの視認性及び滞留を考慮した場所に設置します。

- ・ 動線の正面など、利用者にとって目につきやすい位置に設置します。
- ・ 利用者の滞留が起こりやすいため、サインの前面に利用者が滞留できるスペースが確保できることや利用者の滞留が他の通行者の妨げとならないことを考慮して、設置位置を検討します。

■ 駅における総合案内サインの設置例（新浦安駅）



② 誘導サイン

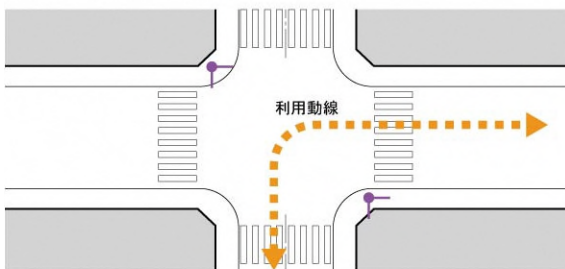
- 案内経路の分岐点及び経路の中間点に設置します。
- 矢羽型誘導サインの表示面は、分岐点では利用者の進行方向に直角に、中間点では進行方向に並行に設置することを基本とします。

- ・情報の連続性を確保するため、動線上の最大 300m 程度に 1 箇所の割合で設置することを基本とします。また広幅員の道路では、道路の両側に交互に配置する“ちどり配置”で設置することを基本とします。
- ・大規模な交差点では、交差点をはさんで 2 箇所に配置することを基本とします。

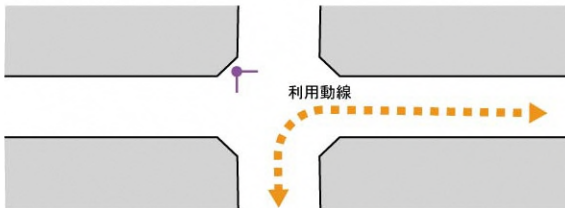
■ 誘導サインの設置

[分岐点での配置]

大規模な交差点の場合（2 箇所に配置）

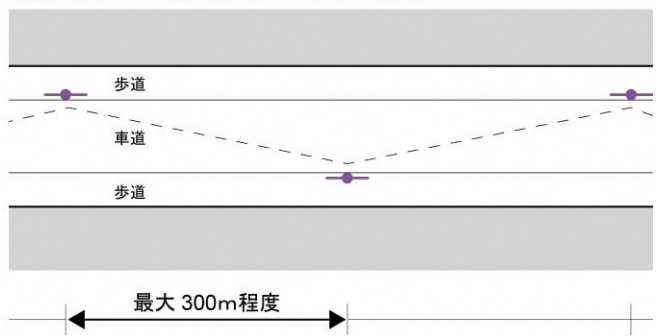


小規模な交差点の場合

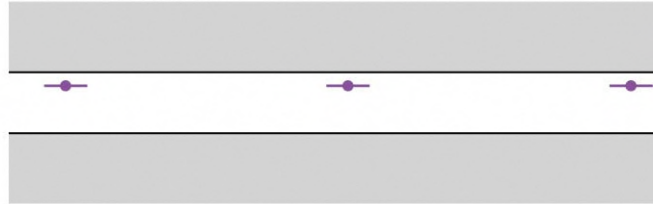


[中間点での配置]

両側に歩道のある道路の場合（ちどり配置）



歩道のない道路の場合



③ 記名サイン

- 案内誘導対象施設の直近又は敷地内で、利用動線から視認しやすい場所に設置します。

- ・現地の状況を確認したうえで、対象施設の施設名称が当該施設の既存表示により明瞭に確認できる場合は設置しません。

2-5. 応用展開

サインの整備にあたり、総合案内サインとしてデジタルサイネージを活用することや、街路灯の支柱に誘導サインの矢羽を設置することなど、現地の特殊な情報ニーズや空間的制約などの条件に適応するために、ガイドラインに規定している表示形式や本体構造を変更することを「応用展開」として位置づけます。

2-5-(1) 応用展開の条件

- ・ 応用展開を採用するためには、以下の条件を満たし、かつ次項「2-5-(2) 応用展開の方策」に示す内容に限り、採用できます。

【応用展開を採用する条件】※

- サイン整備計画をもとに仕様が統一されること
 - サイン整備後の維持管理が計画的に行われること
- ・ 応用展開は標準仕様の例外であるため、サインの整備にあたっては、原則どおり対応できないかを十分に検討したうえで、計画の段階から、ガイドライン管理者と協議を行うこととします。なお、表示形式や本体構造の変更にあたっては、協議のうえ、サイン整備計画を策定することとします。

※：P6「1-2.ガイドラインの適用範囲」における、一部適用のサインについては、この項目の条件を準用し、協議を行います。ただし、本ガイドラインを適用せず、法令等の定めや、独自のサインシステムにより定める仕様については、次項「2-5-(2) 応用展開の方策」に示す内容に限りません。このため、独自の仕様にもとづいて整備する範囲及び内容について、十分協議することとします。

2-5-(2) 応用展開の方策

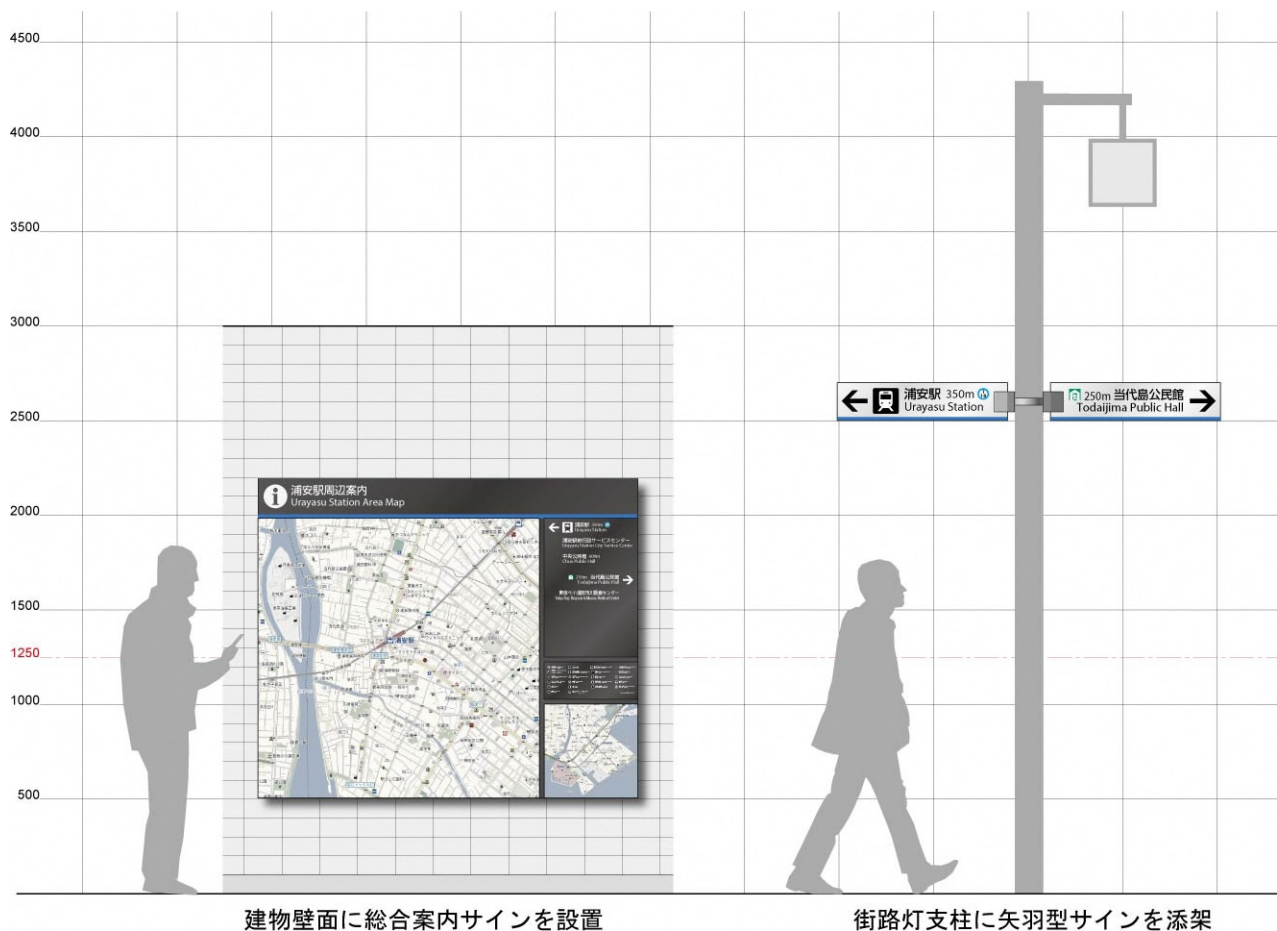
① 既存構造物への添架

独立したサインを設置する場所がない場合、歩行空間の確保や良好な景観の維持を図るため、既存構造物を利用してサイン盤面を設置することができます。

■ 既存構造物利用の留意点

- ・ 既存構造物の構造や強度を確認し、構造物本来の機能を損ねないように配慮します。また既存構造物をできるだけ傷めない取り付け方法について検討します。
- ・ 盤面の素材は、より軽量の素材を採用することや、表示シートを直接構造物に貼付するなどの方法をとります。

参考図：既存構造物への添架例



② 標準デザインの変更

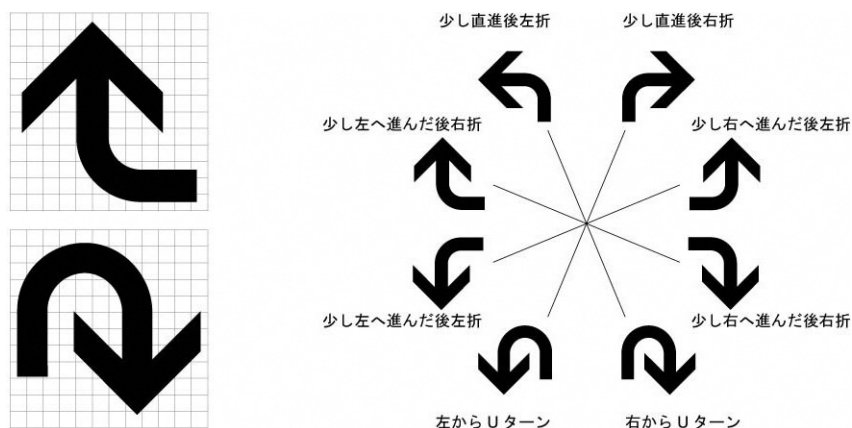
アーバンリゾートに設置するサインなど、地域性によりサインを周辺に馴染ませる必要がある場合、ある程度の規模で統一性を持たせたいうえで、標準仕様と異なる表示形式や本体構造を採用できます。

■ 標準デザイン変更の留意点

- ・標準仕様から変更する場合には、公共サインとしての一貫性や統一性に配慮します。
- ・標準仕様の変更を適用する範囲を明確にするとともに、標準仕様で整備する範囲と隣接する部分において、情報の齟齬や不連続が生じないように注意が必要となります。

参考図：回り込み矢印

基本の矢印だけでは進行方向がわかりにくい場合には、回り込み矢印を使用できます。



③ 情報ニーズへの対応

情報量が多く、標準仕様では必要とする情報量が提供できない場合や、特定の情報を提供する必要がある場合には、デジタルサイネージを活用することができます。

■ デジタルサイネージ導入の留意点

- ・デジタルサイネージは多くの情報を提供することができます。そのため、災害発生などの緊急時にデジタルサイネージを活用し、迅速に提供することができる機能、情報などについて検討する必要があります。
- ・デジタルサイネージにおける電力や通信の配線設備、屋外での防水・防塵・排熱対策に対応した筐体の仕様など、設置するには多くの費用がかかります。また、保守点検や情報の更新などの維持管理についても継続的に費用がかかることから、整備するにあたっては効果を十分に検討する必要があります。
- ・ライフライン遮断時にはデジタルサイネージの利用が出来なくなるため、その際の対応についても検討する必要があります。
- ・広告等を掲載する場合は、公の秩序や善良な風俗に反するもの等を排除するため、「浦安市広告掲載に関する要綱」に基づいて判断する必要があります。また、地域経済の活性化のため、市内企業を優先して掲載することも検討する必要があります。

参考図：デジタルサイネージによる情報提供



3 運用

3-1. 基本方針

本市では、設置目的に応じて設置者が異なり、形態や表示方法の統一が図られないまま整備・管理されているサインがあり、利用者にとってわかりづらいものとなっていることが課題となっています。

ここでは、組織的、継続的に維持管理するための方策として、サインの整備、維持管理における役割分担を明確に示します。

国、県、鉄道事業者及びバス事業者などの各種団体がサインを設置する場合は、事務局（市）が窓口となり円滑な整備・管理が行えるように誘導します。

基本事項

- 役割分担は、「事業主体：本体整備／本体管理」「事務局（市）：ルール管理／情報管理」とします。
- 「整備」「維持管理」ごとの役割分担を明確にし、組織的、継続的に運用します。

■ 公共サインの整備・維持管理における組織的・継続的な方策

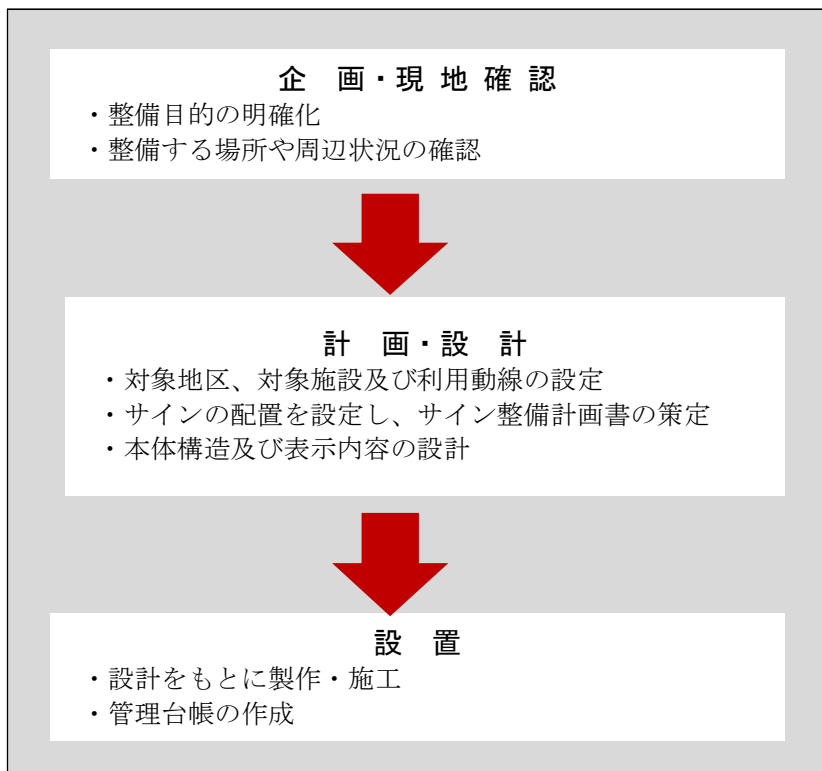
- ・サイン整備を行う際は、適切なプロセスを踏んで企画、計画・設計及び設置を行います。
- ・サイン整備の企画段階から、整備後の点検方法などの維持管理を明確にしておきます。
- ・本ガイドラインに基づき整備した公共サインについては、管理台帳を作成します。
- ・設置後は、管理台帳をもとに定期的な点検を実施し、清掃や補修等を行い、維持管理の状況を台帳に記録します。
- ・サイン本体には管理番号を表示し、メンテナンスの効率性を確保します。
- ・不要になったサインは、適切に撤去又は統合します。

3-2. 公共サインの整備

3-2-(1) 整備手順

- ・ 計画・設計の段階で対象地区、対象施設、利用動線、設置場所を決定し、サインの配置を設定し、サイン整備計画などの計画書を策定します。また、本体構造及び表示内容の設計を行います。
- ・ 管理台帳を作成し適正な管理をしていきます。
- ・ 各段階で事務局と調整を行います。

■公共サイン整備フローのイメージ



3-3. 公共サインの維持管理

3-3-(1) 作業手順

① 本体の管理（日常管理・定期点検）

- ・ 随時、軽微な補修や清掃などの日常的なメンテナンスを行います。
- ・ 年に1回程度の定期点検を行い、結果を管理台帳に記録します。

【定期点検項目】

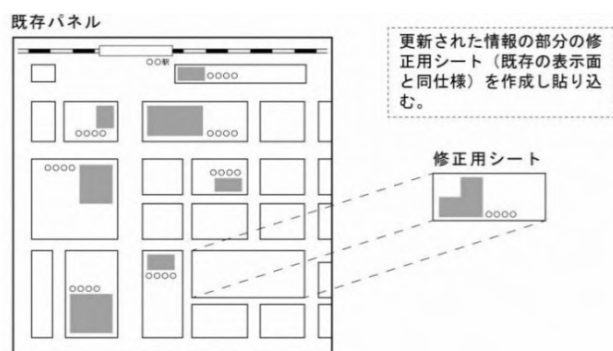
- ・ 汚れ、ほこり、はり紙及び落書き
- ・ がたつきやボルトの締め付け状況
- ・ 地ぎわや接合部などの腐食、破損及び傷等の状況
- ・ 表示面の破損及び退色の状況
- ・ 傷等による塗装の一部のはがれ等などの塗装の状態

② 表示面の更新

■ 部分的なメンテナンスの方法

- ・ 施設の新築もしくは名称変更又は道路の形状変更等に伴い、適宜、修正用シートの貼付など、部分的な修正を行います。
- ・ 補修する部分は、地色の色彩、文字の種類及び表示面の構成等に合わせ、全体になじむように配慮します。

【案内サインの修正イメージ】

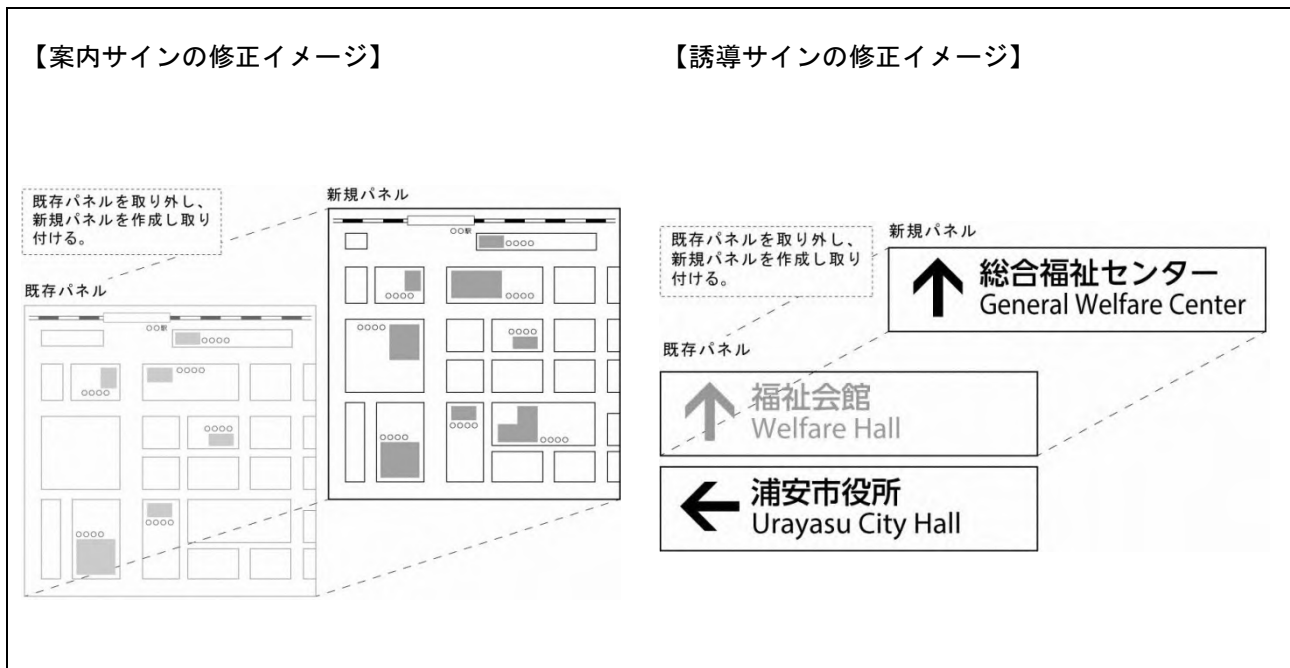


【誘導サインの修正イメージ】



■ 表示面全体のメンテナンスの方法

- ・表示面の情報の更新箇所が多数ある、もしくは既に修正済みの箇所が多い場合には、表示面全体を取り替えます。



3-3-(2) ルールの管理

- ・ガイドライン運用状況を踏まえ、5年程度を目途にガイドラインを再点検し、必要に応じて改訂を検討します。また、改訂にあたっては、関係部署との協議調整を図るとともに、改定後には関係者への周知を図ります。

3-3-(3) 情報管理

- ・新たな施設の建設や道路の整備等、まちの状況の変化にサインの表示面を対応させるため、地図、施設名称などの情報管理をします。
- ・事業主体の照会に応じて、地図、施設名称などの情報提供を行います。

3-4. 公共サイン台帳

サイン管理のデータベースとして、サイン台帳を作成します。サイン台帳は、サインの管理者とガイドライン管理者の双方が保管します。

■ サイン台帳の記載項目

1/2 ページ

管理番号	本ガイドラインで規定する管理番号
最終更新日	登録、更新の日付
サインの設置者/ サインの管理者	サイン整備・管理の主体となる課 (設置者と管理者が異なる場合は、計画の段階で協議・調整が必要)
サイン種別	総合案内サイン/パネル型誘導サイン/矢羽型誘導サイン/記名サイン/ 住居表示街区案内板 の別
設置年月日	サイン本体を新設した年月日
設置場所	設置場所の地番、道路内/外、公用地内/外などの別
盤面データ	サイン盤面の原稿データの所在
施工データ	サイン製作者の名称、連絡先、サイン本体図面等関連データの所在
道路占用許可履歴	関係機関、許可年月日と期限、次回更新日、関連書類の所在 等
補修履歴	補修年月日と主な実施内容
撤去	撤去理由、撤去年月日
特記事項	特記事項、申し送り事項 等

2/2 ページ

位置図	設置場所の位置図、平面図 等
設置場所写真	設置場所の全景、近景
盤面写真	サイン盤面の写真 (表面、裏面 各 1 点)

■ 管理番号の設定方法

ガイドラインに基づく新設サインの管理番号は、次の方法により設定します。

① ② - ③ (②と③の間はハイフンで結ぶ)

① サイン種別	サイン種別のアルファベット (総合案内=G, パネル型誘導=P, 矢羽型誘導=Y, 記名=N, 街区案内=T)
② 設置番号	同じサイン種別を識別する任意の 2 桁数字
③ 設置年	新規整備された年度の西暦下 2 桁数字

設定例 : G01-19 = 総合案内サインの 1 番、2019 年度設置

P15-20 = パネル型の 15 番、2020 年度設置